

令和 8 年第 1 回定例会
(13 日目)

津 別 町 議 会 会 議 録

令和 8 年第 1 回 津別町議会定例会会議録

招集通知 令和 8 年 3 月 16 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和 8 年 3 月 16 日 午前 10 時 00 分

延会日時 令和 8 年 3 月 16 日 午後 2 時 59 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 渡 邊 直 樹

議員の応招、出席状況

議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況
1	巴 光 政	○	○	6	佐 藤 久 哉	○	○
2	篠 原 眞稚子	○	○	7	高 橋 剛	○	○
3	細 川 博 行	○	○	8	小 林 教 行	○	○
4	山 内 彬	○	○	9	渡 邊 直 樹	○	○
5	山 田 英 孝	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐 藤 多 一	○	監 査 委 員	藤 村 勝	○
教 育 長	近 野 幸 彦	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任又は嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	伊 藤 泰 広	○	生涯学習課長	谷 口 正 樹	○
総 務 課 長	森 井 研 児	○	生涯学習課長補佐	坂 井 隆 介	○
総 務 課 長 補 佐	高 橋 洋 行	○	監査委員事務局長	斉 藤 尚 幸	○
住 民 企 画 課 長	迫 田 久	○	監査委員事務局次長	松 木 紀 幸	○
住民企画課参事	加 藤 端 陽	○			
税 務 財 政 課 長	菅 原 文 人	○			
税務財政課長補佐	小 西 美 和 子	○			
保 健 福 祉 課 長	仁 部 真 由 美	○			
保健福祉課長補佐	兼 平 昌 明	○			
保健福祉課主幹	向 平 亮 子	○			
保健福祉課主幹	丸 尾 美 佐	○			
産 業 振 興 課 長	石 川 勝 己	○			
産業振興課長補佐	渡 辺 新	○			
建 設 課 長	中 橋 正 典	○			
建設課長補佐	土 田 直 美	○			
会 計 管 理 者	丸 尾 達 也	○			
庶 務 係 長	成 田 ゆ か り	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	斉 藤 尚 幸	○	総 務 係	松 嶋 祥 己	○
総 務 係 長	寺 田 好	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	9 番 渡邊 直樹 1 番 巴 光政
2			諸般の報告	
3			一般質問	
4	議案	16	令和 8 年度津別町一般会計予算について	
5	〃	17	令和 8 年度津別町国民健康保険事業特別 会計予算について	
6	〃	18	令和 8 年度津別町後期高齢者医療事業特 別会計予算について	
7	〃	19	令和 8 年度津別町介護保険事業特別会計 予算について	
8	〃	20	令和 8 年度津別町簡易水道事業会計予算 について	
9	〃	21	令和 8 年度津別町下水道事業会計予算に ついて	
10	報告	1	専決処分の報告について（損害賠償の額 を定めることについて）	
11	〃	2	例月出納検査の報告について（令和 7 年 度 11 月分、12 月分、1 月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

9 番 渡 邊 直 樹 君 1 番 巴 光 政 君

の両名を指名します。

◎諸般報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（斉藤尚幸君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

第 1 回目の報告から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付の第 2 回報告書のとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、一般質問を行います。

質問および答弁は一問一答方式にて行います。

一般質問の進め方については、質問者は前列中央の質問者席で、答弁者は自席で行うこととします。

質問事項が複数ある場合は、一つの質問事項が完結し、次の質問に移る場合は次の質問に移る旨の発言をお願いいたします。

次の質問に移った場合、先の質問には戻れませんのでご了承ください。

質問時間は答弁を含め 60 分以内とし、反問権の行使があった場合は、反問の時間も含めて 90 分以内とします。

通告の順に従って順次質問を許します。

9 番、渡邊直樹君。

○ 9 番（渡邊直樹君）　〔登壇〕　議長の発言のお許しをいただきましたので、通告しています一般質問について行いたいと思います。

木質バイオマス事業と福祉施設への熱供給計画についてであります。

本町は、平成 19 年に策定した「津別町バイオマスタウン構想」に基づき、木質ペレット製造施設の建設や公共施設への木質ペレットボイラーやストーブの導入など、木質バイオマス活用を推進しています。

また、木質バイオマス地域資源として活用し、資源、エネルギー、経済の持続的な地域内循環の仕組みづくりである「地域内エコシステム」の構築の取り組みを進め、「ウッドロスマルシェ」として未利用材の受け入れ事業を行っています。

貴重な木材資源の有効活用が進む一方で、推進には大きなエネルギー需要が見込まれる計画も含まれることから、生産、いわゆる供給拡大が急がれているようにも感じられ、当初の理念である「地域内循環の仕組み」の観点から次の点についてお伺いしたいと思います。

1 点目です。木質バイオマス事業の現状についてお伺いします。ウッドロスマルシェでの受け入れはどの程度あるのか。また、当初見込みとの比較については。

木質ペレット、チップを製造する原料に占める、再生材・未利用材の割合はどの程度あるのか。

木質ペレット、チップの原料となる木材資源に占める、町内で発生した原材料の割

合はどの程度か。

2点目です。木質バイオマスボイラー設置の西町団地の現状についてお伺いします。

西町団地居住者の光熱費負担はどの程度あるのか。また、負担軽減としてどの程度助成しているのか。

町内では西町団地が唯一の熱供給施設を設置した公営住宅となっていますが、設置することとなった経緯についてお伺いします。また、10年が経過する施設であります、その効果と検証等はされているのかお聞きしたいと思います。

3点目です。福祉施設、達美地区への熱供給計画の現状についてお伺いします。

計画当初から既存2施設への導入は確定していなかったと記憶していますが、現状を踏まえて協議の進め方に問題はなかったのか、お聞きしたいと思います。

既存施設との、導入のための施設整備や改修の負担割合についての協議は、どのように進めてきたのかお聞きします。

既存の福祉施設から見た導入メリットについては、どのように考えているのかお聞きします。

熱供給（エネルギーセンター）実施計画において、ボイラー規模の変更や確定はいつごろまで可能なのかお聞きします。

最後4点目です。「津別町バイオマスタウン構想」の展望についてお聞きします。

木質ペレット、チップの推進に際し、販売価格を灯油との価格に対抗するため、森林環境贈与税を活用することは、市場経済の観点から慎重であるべきと考えますが、その見解についてお聞きいたします。

木質バイオマスセンターを令和5年に建設し、チップ製造、活用推進を進めていますが、来年度からの事業で貯蔵棟および原木置き場の増設で多額の予算計上があります。木質バイオマス事業の拡大や増産体制を早急な判断で進めているようにも感じられますが、町全体の財政負担や原料、いわゆる林産材等の不足の懸念はないのかお聞きしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 渡邊君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、木質バイオマス事業と福祉施設への熱供給計画についてお答え申し上げます。

はじめに、木質バイオマス事業の現状についてですが、ウッドロスマルシェの受け入れ材の量につきましては、指定管理者である津別町ペレット協同組合より、定期開催分の実績として、令和5年度が計画量 91.77 トンに対し 40.09 トン、令和6年度が計画量 91.77 トンに対し 219.17 トン、令和7年度が計画量 137.65 トンに対し 139.56 トンと報告を受けており、3カ年の計画量と実績量の合計による達成率は 124%となっています。

木質ペレットとチップを製造する原料に占める再生材・未利用材の割合については、建築廃材など一度利用された木材は使用せず、全量を森林整備や河川の改修等で発生する追上材や枝条、不用木など森林等からの未利用材を原料としています。

町内で発生した原材料の割合については、木質ペレットおよび燃料用チップの原料は、全て町内産ですが、農畜産業に使用する飼料用等チップの原料については、一部町外から調達していると報告を受けています。

次に、木質バイオマスボイラー設置の西町団地の現状についてですが、平成28年度に建設した西町団地は、熱供給施設に設置された木質ペレットボイラーによる集中暖房方式を採用し、町営住宅、特定公共賃貸住宅ともに、床下暖房システムを導入しています。入居者の光熱費負担については、暖房料金として10月から4月までの1カ月の基本料金が1,000メガジュールまで3,000円で、超過料金および5月から9月までは1メガジュール3円の負担をいただいています。入居者の負担額は、使用時間と使用料などにより個人差がありますが、令和6年度の入居者の実績としては、10月から4月までの冬期間で、入居者1世帯当たり1カ月分の平均は約6,300円で、5月から9月までの間は基本料金はかからず、使用料分のみ負担となっており、年間では1世帯当たり約45,300円となっています。

また、負担軽減に対する助成については、ペレットボイラーの設置等は町が設置して必要な修繕や維持管理を行っていることから、入居者は機器を購入する必要がなく、実際に使用した燃料分のみ負担となっています。

西町団地に熱供給施設を設置することになった経緯につきましては、平成19年度に

策定した「津別町森林バイオマスタウン構想」に基づき、平成 25 年度に「津別町森林バイオマス熱電利用構想」を策定し、低炭素・循環・自然共生に資する取り組みとして、環境省の委託事業による「津別町モデル地域創生プラン」の中で取り組む事業のうちから、公共施設等への再生可能エネルギーの導入プランとして、持続可能な循環型低炭素社会の構築に向けて、地域資源を活用した暖房等の熱を供給する施設として西町団地に木質バイオマスによる集中暖房システムを導入したところです。

また、設置した効果等の検証につきましては、ペレットボイラーの導入後、入居者からの利用状況や使い勝手などの声、暖房費の状況、設備の維持管理の状況などについて、随時確認を行ってきたところです。効果として、地域資源を利用した再生可能エネルギーの利用や環境負荷の低減に一定の寄与があるものと考えておりますが、一方で、燃料の供給体制や利用方法など、運用面での課題もあることから、今後も状況を踏まえながら適切な活用について検討してまいりたいと考えております。

次に、福祉施設（達美地区）への熱供給計画の現状についてですが、特別養護老人ホームおよびデイサービスセンターとの協議は、移転計画にあわせて熱供給の可能性について検討を進めてきたところです。既存の福祉施設については、特養等の移転場所が達美に決定して以降、速やかに各施設と協議を開始し、施設ごとに設備状況や改修の必要性が異なることから、それぞれ個別に協議を行ってきたところです。

施設の中で最も熱を消費する特養等の施設が、現在、設計段階にあることから、特養等側の設計業者の協力により都度情報を得ながら基本計画と基本設計を作成し、段階的に必要な数量や金額等を算出した上で施設整備が必要となる改修負担額を各施設にお示ししながら協議を進めてきたところです。なお、一部算出等の遅れにより協議が滞る時期がありましたが、適切に協議を進めてきたものと考えております。

各施設への熱供給によるメリットについては、施設ごとにボイラーを設置する必要がなく、暖房・給湯設備の設置費用が圧縮され、維持管理に係る負担や手間がいらず、町が一元的に安定した熱を供給する仕組みのため、メリットはあると判断しております。

実施設計におけるボイラーの規模の決定については、この事業に係る国庫補助金の交付決定通知を受け次第、実施設計を発注することとしています。本来ボイラーの規

模は、実施設計発注時に決定していることが望ましいのですが、特養等の設計状況や周辺の福祉施設との協議状況、さらにボイラー調達に要する時間等を確認した上で決定したいと考えております。

次に、「津別町バイオマスタウン構想」の展望についてですが、まず森林環境譲与税を木質ペレットやチップの利用推進を図るために補助する財源として活用することは、山林より発生する林地残材を地域熱供給のエネルギー源として使用すること、また森林資源の有効活用とともに地拵えや下刈り作業の効率化や、林地残材に営巣するエゾヤチネズミによる樹木の食害を抑制することにつながり、森林環境譲与税の目的である森林整備の推進や木材利用の促進に合致するものであります。

木質バイオマスの利用推進は、町内で販売されている化石燃料と一部競合する面がありますが、木質バイオマスの活用を着実に進めることにより、将来的に町内の経済循環に好環境をもたらすものと考えております。

木質バイオマス事業の拡大や増産体制により、町の財政への負荷は大きくなりますが、地域未来交付金等の国庫補助金、ゼロカーボン関連補助金等の道補助金を有効に活用し、事業を着実に進めてまいりたいと考えております。また、原料についてはペレット協同組合と連携し、津別町森林バイオマス利用推進協議会の協力を得ながら、安定した確保に努めてまいる考えでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） 〔登壇〕 それでは再質問させていただきます。

まず、木質バイオマス事業の現状について、ウッドロスマルシェについて説明がありました。答弁がありました受入材の程度、見込みなどについてありましたが、まず、受け入れされる木材は、いわゆるペレットやチップの原料となるというふうに思われますが、受け入れ時の価格については、どのような算出で計算されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） 受け入れ時の価格につきましては、その都度といたしますか、ペレット協同組合のほうと協議しながら、その受け入れの価格を設定しているところであります。

すみません、ちょっと今、細かい資料を出すのにちょっと時間かかるんですけども、その部分につきましては、ある程度説明がありましたとおり、一定程度の材料が確保できておりますので、その価格については適正なのではないかなというふうに考えております。

よろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） [登壇] 受け入れについて、今答弁があったように、いわゆる、ここ数年、目標として立てている計画量についてから見れば充足されているのかなというふうに思うんですが、今後においても、この受入数というものは総量的に増えていくのかどうか、担当としてどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） 率直な森林資源量でいきますと、正直に言うと、今、町内にある人工林というのは高齢化していつて、今どんどん切っている状態です。その後に、間伐する山といいますか、森林というのが減ってきますので、なかなかやっぱり素材が出てくるのは苦労するというのは事実だと思っています。

ただやはり、その部分で、これまでの実績を見ていただけるとおり、ある程度森林整備は進みますので、その中から出てくるものというのは決してなくなるものではないと思います。今後、その高齢の山がなくなりますが若い山が増えてきます。若い、これから除伐とか間伐をしなきゃいけない森林というのが増えてきますので、そういったものからは、ある程度の資源といいますか、そこからの確保は可能かなと考えています。

よろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） それでは、ペレット、チップの原料に占める再生利用材の割合についてお聞きしたいと思います。

このチップ製造する再生材についての割合については、私が今回、質問の趣旨の部分で大きく上げています地域内循環の仕組みという観点からお聞きしたい部分であり

ます。この割合について、事業当初から予定されていたウッドロスマルシェについては、ウッドロスマルシェについては、いわゆる見込んでいる数値を満たしているようですが、このペレット、チップを製造する原料において、再生材や未利用材の割合について、この答弁書には具体的な数値があげられていないのですが、それも含めて再生材の割合についてはどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） 再生材につきましては、これまで使っております原料に一切使っておりませんので、再生材はゼロということになりまして、森林や河川から出る未利用材等が 100%という形になります。

○議長（鹿中順一君） 9 番、渡邊直樹君。

○9 番（渡邊直樹君） 〔登壇〕 答えとしては、ペレットやチップを製造する原料については、いわゆる再生材、未利用材というものは含まれていないという理解でよろしいということで受けておきたいと思います。

その上で、私のちょっと記憶というか確認なんですが、こういうバイオマス事業の始まり、地域内エコシステムもあわせてですが、私も当初、何回か委員も務めていまして参加した中で、こういう生産する材について、その再生材や未利用材の割合について私の記憶では、かなり生産する製品の中に占める割合が低いというふうに記憶はしているんです。いわゆる原木といわれているような物の割合が非常に高く、この再生材、未利用材などについての資源については、この製品に対する割合が低いというふうに私は記憶しているんですが、そこが誤りなのか、それともまた違う形での説明がそこにはあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） 議員のおっしゃる原木ということで、おそらく一般的なパルプ材が入っているかということかと思います。そこの部分につきましては、ペレットの製造において、ある程度の品質管理のために一部原木を北見広域森林組合のほうからペレット協同組合が調達するような形で、そこの部分については、ただ町内でできるパルプ材というふうに限られて調達しているというふうに聞いておりますので、よろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） 9 番、渡邊直樹君。

○9 番（渡邊直樹君） 〔登壇〕 あわせまして、その次のペレット、チップの原料に占める町内割合という意味でいえば、その全てをあわせたという意味なのですが、答弁書の中では、そういうことについても具体的な調達をしていますという文言はあるのですが、触れられていませんでした。そういう意味でいえば、いわゆる一般的に原木というものも含めて、パルプ材も含めて、再生材の割合も含めて、いわゆる 100%に近い形で原料が町内需要で賄われているという解釈でよろしいのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） 1 点確認させていただきたいといひますか、追加といひますか、再生材というのは建築材とかそういったものをイメージされているということですか。建築材のほかに、例えば製材しているところで端材みたいなものが出てくる、そういったものも使われてはいない状況となっております。

それを踏まえまして、原料として確保しているもの、先ほど私、森林から発生したものというふうに、河川等もあるんですが、そういった立っている木から出しているものを、これを全て町内から集めているということになります。答弁書にありますとおり、一部、農業用飼料材、えさになるもの、これにつきましては一部町外のほうから白樺等の雑木を調達しているというような形になります。

よろしくお願ひします。

○議長（鹿中順一君） 9 番、渡邊直樹君。

○9 番（渡邊直樹君） 〔登壇〕 建付けとしてペレット、チップをつくる中で、今言ったウッドロスマルシェも含めてそういうふうに集められているものの割合についてお聞きして、それが入っていないということでしたので、その上で、いわゆる製造的な中身でいうと、いわゆるよくあります「オールつべつ」、給食なんかでもありますよね、例えて言うとおール食材というような意味で、そういう材の出元について町内産ということが確認したかったわけであります。その上で、原料となる木材などについては、今言ったパルプ材も入っているということなんですが、その部分を含めて、町内企業と、今、津別町は少なくなったとはいへ木材企業が多いわけでございまして、

そういう町内企業と需要がかぶったり、また、その価格競争ですとか、そういう木材資源の争奪などについての影響はないのかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） やっぱり今、町内でも追い上げ材を集めて町外に出すという事業者さんもいらっしゃいます。ただ、そういうところの考えでいくと、あくまでもその切った部分はその人のものというふうになりますので、その部分を奪って持ってくるということはありませんので、そういうところでは競合はないというふうに考えています。

あと町有林としましては、これまでも、あくまでもパルプ材等は出ますが、その部分につきましては既存の事業者さんがおりますので、その部分はパルプについてはあくまでも指名競争入札の中で行っております。それとは別にパルプよりも質の悪い物、そういうものを集めてバイオマス材という形では販売しています。

よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） 〔登壇〕 私も以前、担当のほうで過去に話した時には、こういうものはあまりかぶりませんというような説明を受けたんですが、既存の企業のほうでちょっと話を聞くと、やはり今、木材資源というものが限られている中で、当初予定している、いわゆる欲しい木材じゃなくても、それよりも規格が悪くても企業としては欲しいものがあると。ただ、そういうものも含めて今こういうペレットやチップの原料として集められているようなので、当然需要が過多になりますと単価も上がってきますので、そういう影響を受けているという声を過去に私が聞いたことがあるものですから、今ちょっと質問させていただきました。

数字上とか計算上というそういう中では、かぶらないとか、影響がないということはあるかもしれませんが、市場原理の中においていえば、そういう影響というのは少なからずあるのかなという趣旨で聞いていましたので、その辺は担当というか町も含めてご留意いただきたいというふうに思います。

あと追加ですが、この中で、いわゆる津別産のものを多く使っているという表現なんですけど、農畜産用にはペレット、チップの原料については一部という話がありまし

た。具体的に生産されているものの中で、この農畜産用について、いわゆる外部から持ってくる資材というものはどの程度の割合があるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） 今、収集量というものの資料がないんですけど、入ったものが大体それがチップになって出荷するというようなイメージをもっていたければ、大体イメージをつけていただけるかなと思うんですけども、燃料用チップにつきましては、令和7年度、これは見込みになりますが1,134.45 トンで、これが燃料用のチップでございます。それとは別に家畜飼料用、先ほどいいました外部から持ってくる雑木を原料とするもの、これにつきましては792 トンぐらいが今回出荷するという形になりますので、1,200 対 790 ぐらいの形になるかと思います。ただ、792 の中にも一部町内のものが含まれていますので、その点よろしくをお願いします。

○議長（鹿中順一君） 9 番、渡邊直樹君。

○9 番（渡邊直樹君） 〔登壇〕 何度か地域内循環ということをテーマに質問させていただいています。質問書の中にも、この割合についての文言は私は記載しているので、こういう話について、ちょっと勘繰りですけど、なかなか答えにくいから書かないのか、それともこういう数字を出せないから書けないのかわかりませんが、いわゆる、その、つくった製品をどこからどこまでが町内で、どこからどこまでが町外かというものは私的な感覚でいいですけど、分け隔て難しいと思うので、つくっている総量と原料から考えて、町内がこれぐらい、町外がこれぐらいという計算にしかならないのかなというふうに思うので、あくまでも私は、そこに具体的な細かい数字を求めているわけではなく、需要というものをどんどん増やしていくと、それに対して生産をどんどんしていきなさいいけないわけで、そうすると今後、町外のものをどんどん入れていきなさいいけないという現状に陥るのではないですかという入り口論の話をしているので、あくまでも相対的に多い、少ないという話で結構な話なんです、いわゆる町外のものも混ざっているということで、今、聞いた中では3対1なのか、4対1なのか、そういうようなニュアンスなのかなというふうに私は受け取りましたので、次の項目に移りたいと思います。これ、私の受け止めが、もし間違えているのであれば、次の答弁のところでお返しいただければというふうに思います。

それでは、西町団地のほうについて移りたいと思います。ここでも一般的な公営住宅との比較がされていないように私は答弁書で思うんですが、いわゆるほかの町営住宅では光熱費に対して、もちろん当然、化石燃料を使っているわけですが、価格変動や負担軽減の補助的施策は行われていないのが当然であります。管理する町の立場から、ほかの公営住宅との不公平感を感じないのか、また、ここで出されている年間4万幾らという数字が出ていますが、それはいわゆる、ほかの公営住宅の光熱費と比べてどういう状態なのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長補佐。

○建設課長補佐（土田直美さん） ただいまのご質問につきまして、お答えさせていただきます。

西町団地の暖房料金につきましては、当初、所管委員会等でご意見をいただきながら協議を行った経過がございますが、灯油使用のほかの公営住宅と差があまり出ない設定にするため、暖房効率や構造が類似している旭町団地の暖房量を基本に熱量換算をして、ペレット使用料で算出した料金設定としております。

灯油の価格、ほかの住宅との比較についてであります。灯油換算をした場合、木質ペレットと灯油の熱量を換算すると、灯油1リットルでペレット1.8から2キログラムの比率となります。令和6年度の実績でペレット使用率、西町団地全体で2万1,000キログラム使用しておりますので、ペレット1キロ63円で、合計で約140万円程度になりますが、灯油に換算すると1リットル155円、令和8年3月の灯油単価となりますが、半分の量で1万500キロとなりと、162万7,500円となり灯油価格の変動によって異なってきますが、現在だと灯油のほうが高い料金となっております。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） 〔登壇〕 つまり灯油などの単価にあわせて価格を設定しているということで、いわゆるそこを住宅として選ぶ居住者に対しては、特別そういうバイオマスについて理念とか、そういうことに則って居住を選んでいるわけではなく、町のほうがそういうふうに料金設定を行っているという受け止めで移りたいと思います。

その上で居住者の声はどのように聞いているのか。その居住についてのペレットな

どについて、問い合わせなどについて重なるような項目はないのか。

また、現在、唯一の公営住宅となっているわけですが、家庭で、もし津別町が公営住宅を今後建設することがあった場合、同じように熱供給施設を整備する検討などの課題はあるのかどうかお聞きしたいというふうに、あわせてお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 建設課長補佐。

○建設課長補佐（土田直美さん） 入居者からの声につきましては、ペレットボイラーの暖房性能について、部屋の温度を安定させるまで一定の時間を要する場合がありますので、床下の温水暖房により住宅全体を比較的安定して温めることができる暖房方式となっております。

また、入居者の方から寒いといった声が一部ありましたが、電源を切ると温まるのに時間がかかるため、電源を切らないで使用するよう、適切な使用方法を入居者に今後も引き続き説明を行っていきたいと考えております。

令和5年度につきましても、入居者から寒いといった声がありましたので、ボイラー機器の調査を行い、排管等の詰まりの修繕を行っております。

また、今後につきましては、町営住宅の建設がもしあればなんですけれども、現在設置している西町団地のペレットボイラーにつきましては、適切に維持管理を行っておりますが、今後、運用状況や入居者の声などを聞きながら、維持管理の状況も踏まえ適切に設備の在り方について検証を行いながら進めていきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） すみません、先ほどの質問にちょっと戻らせていただいて恐縮なんです。今回つくっております農業用飼料、こちら町のほうでは当初計画しておりませんでした。その事業をペレット協同組合にお願いしながらやっていく中で、町外、北見の廃棄物処理業がメインとなった会社ですが、そちらのほうから飼料を家畜の餌に供給したいという、そういうお話があつて、言ってしまうとペレット協同組合の独自の事業として今展開しているところでございます。当初は、やはり私たちは町の中で全て資源を賄いたいというふうに考えております。

今後の資源量が増えていくことにつきましても、これまでバイオマスセンター建設当初から、その部分はペレット協同組合と、今回の福祉施設に対する熱供給という

ものは当初から計画している事業で、その部分につきましては今後そういったものが増えるということは、ペレット協同組合のことも認識していただいて、町内で材を集めたいというふうに、ご努力いただくというふうなことは回答をいただいております。

よろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） 9 番、渡邊直樹君。

○9 番（渡邊直樹君） 〔登壇〕 それでは、福祉施設についての話に移りたいと思います。

答弁の中では、まだ確定していないような記載もあったんですが、既存の福祉施設に対して熱供給を受けた場合に、現状と対比するための検討にするための信頼できる試算、いわゆる単価等について、いつごろ提示されたのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） まず、各施設への販売価格につきましては、これまで使用してきました、次の一般質問でもその金額が出てくるんですが、それぞれの施設の大口購入による灯油単価からその部分を割り出して、その部分で可能性について検討しながら提示しているような形になっております。

よろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） 9 番、渡邊直樹君。

○9 番（渡邊直樹君） 〔登壇〕 負担割合について移りたいと思います。

福祉施設側にとって導入の可否の判断を大きくする影響として、金銭的負担、いわゆる自己負担というか負担割合があると思います。我々所管というか、議会については、私は所管の委員ではないのですが、この負担割合についてどのように説明をされてきたのか、協議されてきたのかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） 負担割合というものが、ちょっと検討が違ったら申し訳ございませんが、価格を決定する上で、チップをどの金額で買って、チップをどの単価でつくって、それに対して幾らで売って、その部分の過不足分について町の補助を使うというような形になりますが、今言ったお話、町の負担と各福祉施設

の割合ということであれば、今お話ししたとおりの形で、売ったものに対して幾らぐらいかは町から、チップを製造するという形でその部分を補填するといえますか、補助して均衡をとるという形です。

○議長（鹿中順一君）　　9 番、渡邊直樹君。

○9 番（渡邊直樹君）　　〔登壇〕　負担割合と言ったのは、質問事項に施設整備や改修のと書いてあるので、あえて私は負担割合という項目は、そこに区切って質問していたつもりです。ペレットやチップの単価ではなく既存施設が導入するための、いわゆる施設整備や改修に向けての負担割合、いわゆる自己負担なども含めて公費が入ると思いますが、その協議については、あくまでも私の記憶では所管の委員会でされていると思いますが、私の総務のほうの委員会では2月のところに項目が載っていましたが、その項目の説明はなかったんですが、私個人の質疑において、一方の福祉施設については割合がありますと。3月の定例会の初日の閉会中の説明において、もう一方の福祉施設についても導入に向けた施設内部の改修についての負担について町の判断がありました。これを私は心配しているのは、相手方との協議がまとまった場合、この町が提示している、いわゆる町の持ち出しの負担割合について補助金も含むわけですが、それも含めて、これが相手方の条件になって通ってきますので、それを議会においては前提条件として主体的に協議ができないというふうに私は思うわけですが、その部分について、議会へのこの負担割合についての説明や協議は行われてきたのかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君）　　産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺　新君）　　大変失礼しました。

施設整備の改修等の負担割合ということで承りました。

説明の中で議員おっしゃったとおり、負担割合があるというところとないという部分というお話が出てございます。そこにつきましては具体的なお話をしますと、社会福祉法人のほうの建物、こちらのほうは町がこれまで建設して使っていただいているということで、そこにつきましては運営者が社会福祉法人という性質上もございますが、その部分につきましては、その施設の改修費を町が全て負担する。もう1点、その負担割合があるという話です。こちらのほうにつきましては、株式会社が運営してい

る福祉施設ということで、その部分につきましては国の補助、また何らかの形で町の補助を検討しておりまして、施設改修費の4分の1をご負担いただきたいというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） 〔登壇〕 私が指摘したいのは、いわゆる相手側がすごくそういう実情で困っているという状況からの改修と、町のほうが事業として進めたいということからの改修では意味が違うのではないかなと思うわけです。いわゆる既存の福祉施設は、今、現状運営されていますので、特段、今改修する必要性というか、絶対的な必要がない中で町のほうの公費を使って改修する部分については、我々議会についても、それが正しいとか正しくないという協議が交渉の中で先に出されてしまいますと、それが導入の判断になった場合、議会として、これを判断から外すとなると交渉が決裂しますから、そういうこともあるので私は慎重に行ってほしいというふうに思っていました。それは具体的に直近の2月や3月で出てきたものですから、ちょっと私は、ちょっとその部分については負担割合がないのであれば、別にその進める上での交渉は問題ないんですが、町の持ち出しがあるというふうに考えた場合は、やはり議会に対してもそういうことを具体的な数字でなくても丁寧に説明していく必要があったのではないかなというふうなことがあったので、話させていただきました。交渉事ですので、なかなかその都度、その都度とはいかないと思いますが、この直近に至ってこういう話が出てきたので、これはあくまでも私自身も、その項目が載っていたので、聞いたところ答えてもらったということなので、その部分についての、ちょっと懐疑的な意味で質問させていただきました。

その上で、既存福祉施設の内部改修について、それぞれどのような試算になっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） まず、ケアハウスのほうにつきましては、改修費としましては3,200万円程度で、もう1件、ののかさんのほうにつきましては2,000万円程度というような形になっています。

○議長（鹿中順一君） 9 番、渡邊直樹君。

○9 番（渡邊直樹君） [登壇] そういう部分もありますので、町の進めたい意向と決定しなきゃいけないことが決まっているスケジュールの中で、既存の運営されている施設を含んでいますので、そういう部分を議員それぞれいろんな考えがあると思いますが、やはり説明を丁寧にしていただきたいというふうに思います。

それでは、福祉施設から見た導入のメリットについてお聞きしたいと思います。

今、話されていましたように、施設経営の観点から、いわゆるランニングコスト、改修費はどちらかというと町のほうで大きく持つという提案のようですが、ランニングコストについては、まだという話もあり、今後に向けて話しをしていくというふうになるかと思います。町としては、相手があることですが、特段の配慮を今後も今の条件以上に検討する可能性があるのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） 今後、例えば燃料費が現状より安くなるというような形、基本的には現状の金額というものを参考にして同等程度のものというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 9 番、渡邊直樹君。

○9 番（渡邊直樹君） あとは変更や確定の時期についてであります、いわゆるこの計画、本来の理念や理想はいろいろあると思うんですが、こういう計画を進める上で、町として思いがあるのは当然ですが、同調的な部分や柔軟性の配慮という部分もあわせて考えていただきたいというふうに思います。

本事業についても、私が言いましたように直近の委員会などで出されたものについての説明でありましたので、福祉施設からの回答についても町側の意向はあると思いますが、年度を越えても、今後もこの福祉施設の事業については、その枠組みについて交渉というか話し合いをされていくのか、答弁には具体的な、このボイラー施設について変更が確定的な時期について示されていませんが、あわせてそこもわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） 答弁のほうにも書かせていただきました実施計

画に間に合えばもちろんそれはいいということになります。

ただ、今回のこの熱供給施設の建設の事業について、一番ご理解いただきたいことは、一番熱を使う施設の設計がまだ終わっていないという非常に難しい事業というふうに私は考えています。その中で、これまでもずっと特養側の設計者と熱供給施設の設計者が逐次情報交換をしながら情報を得ているところですが、やはり、あくまでも、まだきちんとした図面といいますか、ある程度の図面はできていると思うんですが、本当の確定したものというのがまだ出てこないという状況でして、これをあわせて行なっていく、そして、その特養をできてすぐ熱を使っただいて運営するというには、どうしても並走してものを進めていかなきゃいけないということをご理解いただきたいと考えています。その上で、できるだけなるべく早く、いろんな数字を今どんどん押さえながら数字を確定しているところなんです、そういったことを踏まえまして、どうにか実施計画までに間に合わせるように努力はしたいというふうに考えています。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） [登壇] なので答えみたいな話になりますが、今回の計画自体の主な趣旨というか、主なテーマは、やはり特養のエネルギーが中心であって、そこに対してあわよくばというか、この計画があるので、こういうことに賛同していただけないかという提案型の派生であるんじゃないかなと思うので、この時期について提示は、実施計画の確定などということがありましたが、逆に言えば、それがいつごろまでという具体的な数字が出ていないので、担当課の中には何月というのはあるのかもしれませんが、私個人が見た限り具体的な数字がないのでお聞きしたところであります。

それもあわせて最後のバイオマスタウン構想について移りたいと思います。

灯油価格に対して税を入れて価格を下げるということで今行われています。公共施設においては、これまでもペレットや近年においてはチップボイラーを主に整備してきました。その価格を下げることは、いわゆる市場の公平性の観点から慎重という部分を私は念押ししたいと思います。

その上で、バイオマスタウン構想における課題は、やはり原料の確保と安全性、そ

れと事業の経済的な自立性ではないかなというふうに考えます。原料の供給の不安定さや原材料となる端材や間伐材なども含めて、そういうものについての不安定さが今後ないのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） まず1点、先ほどの件に戻らせていただきまして、あわよくばというような考えではなく、私たちはぜひ使ってほしいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

その中で、原料の確保につきましては、これまで説明しましたとおりペレット協同組合が責任を持ってといいますか、責任を押し付けるわけではございませんが、きちんとその部分は確保していただけるというふうに回答はいただいているところです。これにあわせまして町の予算につきましても、答弁にもありましたとおり森林環境譲与税、こちらに対して、この森林環境譲与税を使いたいというふうには考えています。こちらにつきましては熱供給だけではなくて、説明のとおり森林整備等の推進、これが本町のバイオマスの当初の考えがその根幹にもございますので、その部分も含めて森林環境譲与税を充てたいと考えています。

よろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） 〔登壇〕 まとめのほうに近づいてきていますが、私が今回聞きたい趣旨としては、生産されている再生エネルギー、いわゆるペレットやチップについて、いわゆる自賄いで行える範囲で需要と供給を考えて行ってほしいということと、今、議会についての話がありましたが、相手方がいる話し合いの中で、期限が決まっている事業計画の中で、そこを含む、含めないの話の中のいわゆる交渉条件というか、その負担割合については相手方と町との関係性だけではなく、それを公費として行う上での慎重性を持っていただきたいというふうに思った次第であります。私のちょっと口足らずというか発言であわよくばという話がありましたが、私から見るとそういう拙速な形にも見えて、逆に言うと進める側からすると、こういうメリットがありますというようなメリットの押しつけのようにも見えてしまいますので、ちょっと発言が強かったかもしれませんが、そういう意図で私が発したということはご理

解いただきたいというふうに思います。

豊浦町などでは、令和6年度でバイオガспラントの事業を取りやめた経緯などもありまして、そこもやっぱり事業的な問題があつてやめられているようであります。津別町はそういうことはないというふうに受けましたし、そういう懸念は持ちたくはないのですが、ぜひ、そういうことを考えていただきたいというふうに思います。

具体的な数字などを上げることが多くて、町長の答弁も私もちよつとかなりはしょつて質問したんですが、聞きたいことが山のようにあつて、これがいわゆる、この進め方の私個人の中で問題点だったのかなというふうに議員としても思うところであります。

最後になるかどうか町長の答えによってわかりませんが、地域内エコシステムの理念は、持続可能な地域内循環であり、供給量に見合った需要量が基本となります。それが地域内循環の仕組みづくりと私は思います。一般家庭の燃料として、木質ペレットやチップの使用が進まないことにも理由がありまして、まちなか再生事業や、これまで取り組んできた多くの公共施設で、その木質ペレットやチップは使用されています。消費を多く見込めば、そういう原木なども含めて再生材や未利用材以外の部分も使うこととなり、また、さらに今年度も含めて施設や機械を拡張していけば、それを更新する時には大きな財政負担の懸念もあります。本来、原料となる間伐材や未利用材の回収には、人手や現場作業では重機や運搬に多くの化石燃料を使用します。ペレットやチップを生産する破砕機や圧縮機の操作にも化石燃料や電力を使用しているのが現実です。

町や担当課に改めてお伝えしたいのは、理念や理想は大切ですが、関わる全ての事柄を総合的に判断し、適度なバランスで地域内エコシステムを進めていただきたいというふうに、改めてその事業を見直すきっかけになってほしいという質問でありました。

町長からいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、最終的にお答えをしたいと思います。

議員も今質問の中でも触れられていましたとおり、津別の町としては愛林のまちと

いうスタンスをとって、それに基づいて森林由来のものを事業化していこうと。それをいわゆる地球の温暖化対策にも貢献していこうという立場で今進めてきているところですが、そういった中で徐々に徐々に公共施設も含めて使えるものは使っていくということでやってきたところです。ご承知のとおり、この庁舎もそうですし、キノスもそうですし、西町団地の後、改修したりつくられたりしているものについては、公共的な部分については全て森林由来のものをエネルギーとしてやっていこうという基本理念の中で、この間進めてまいりました。

そういった中で、特養が今回新たに法人のほうで新築をするということで土地の提供と、それから応分の建設費の負担をするということで進めてきているところでありますけれども、場所が、ご承知のとおり2カ所候補地として挙がっていましたが、より町の中に近い所については、2階建になったりとか、土地の面積の関係上そういったこともあって、もう一つの福祉施設がたくさん集まっている所のほうが、より関連施設が一つの福祉村みたいな形で集合してくるということのほうが望ましいかなということで、法人のほうも「そうですね」ということで1に決定されたわけですが、かねてから今申し上げましたとおり森林由来の取り組みを進めてきましたので、特養についてもご理解いただければ、その方向で進めていきたいということで打ち合わせをして、その方向でまとまったところで、今、進めているところですが、あわせてあそこに三つの建物がありますので、一緒にどうですかということで、それぞれお話を担当のほうで当時からさせていただいたところでもありますけれども、今日、この午前中の決裁をここに来る前に見た中では、エムリンクさんのほうから「参加させていただきます」ということで、決定いたしましたということで報告を受けています。ほのぼのさんについては、当初の段階から、補助制度が仮にあったとしても、やっぱり大きな改修が必要になってくるので、ですから「結構です」ということで、初めから加わらないということも表明をされておりました。残る、その町が建てて、町でつくった法人、町民の方でつくった法人で、今、物事を進めているところですが、全員協議会の中でもお話ししましたとおり、先々週の火曜日に理事長宅に私のほうから訪問させていただいて、その後、もう一度、取り立てて変える必要はないというのが向こうのベースになっておりますので、そこはやはり今、町が進めている

ことに対してご協力をいただけないかと。それに対してかかる費用が出てきますので、改修等々、それらについては町のほうで全額みますということでお話をさせていただいたところなんですけれども、新たに、それでは町のほうで提案ができないかということのお話も出ましたので、それは先々週の火曜日に行って、そしてその後、やはりできないとなったんですけれども、その週の金曜日にまた来ていただきましたので、理事長と施設長とお話を役場でさせていただいた中で、先ほど言いましたように新たな提案があればということでお話をされて、こちらができ次第お伝えするということで、今そういう状態にあるわけなんですけれども、ただ私のほうとしては、新たな提案というよりは何かほかのメリットというんですか、そういったものを求めているとすれば、それはちょっと違うかなというふうに思っています。現行のものを進めていく上で、やはり施設として非常に負担が増えてくるというようなことは避けたいということで、現行のところをしっかりと町としてもカバーして、守っていきますよということの改めての申し出になるかなというふうに思います。それで、だめということになれば、やむを得ないのかなというふうな判断もしているところなんですけれども、先ほど議員からご指摘もありましたとおり、そういった具体的なお金の部分も含めて、確かに、ちょっと所管の委員会で報告等々不足していた部分もあるのかなと思いますけれども、先ほどのエムリンクさんの部分については、改修が当然必要なんですけれども、それは会社が申請する中で国庫補助が半分出ますので、残り半分はどうするということですので、それはお互いに半分ずつ見ましょと、4分の1ずつということになるかと思います。そういう話。本当はエムリンクさんも、実は今の施設でいけば、暖房だけですけれども、給湯もできればという話を途中でされていたとこなんです。そうすると、かなり大きな額の投資が必要になってくる、修繕料になってくるということで、それでエムリンクさんももう少し検討したいということだったんですけれども、先ほど言いましたように、今日決裁では暖房だけで結構なので、それで進もうとしている理念に共感していただいたということですので、参加させてもらいますというお話を受けたという状況です。

そんなことで、これからまだちょっと一部話し合いがもう一つの施設が残っていますけれども、いずれにしても基本計画、基本設計は来週には出てくるんじゃないかと

思います。3月31日までですから、それらを元にして三つの施設を想定しての設計ですので、二つになるのか、三つともいけるのかということで今度は実施設計の段階では三つそのままいくように実施設計を組んでいくのか、あるいは一つ参加できなくて二つでいくのかということで、それはまた次の段階になってくるかなというふうに思います。

いずれにいたしましても、今お話をさせていただく形で事業を進めているところですので、町長としては、できるだけ理解をしていただきたいなというふうに思っています。

よろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時 5分

再開 午前11時15分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

次に、4番、山内彬君。

○4番（山内 彬君） 〔登壇〕 ただいま発言のお許しをいただきましたので、先に通告の二つの項目につきまして質問をさせていただきたいと思います。

一つ目の木質バイオマス地域熱供給事業についてお伺いしたいと思います。

当該事業は達美地区に建設予定の特別養護老人ホーム等の福祉施設に熱供給をするための木質バイオマスエネルギーセンターの建設を令和8年度から令和10年度までの3年の継続事業で進めようとしておりますが、次の4点についてお伺いしたいと思います。

一つ目、当該事業計画の概要および概算事業費と財源の見込みについては、どのようになっているのか。

二つ目、熱供給センターの経営をどのように計画しているのか。また、収集計画はどのような試算を見込んでいるのか。

三つ目、当該事業についての町の費用対効果をどのように考えているのか。

四つ目、当該事業の進め方について、町政方針でデザインビルド方式により進めたいと述べているが、その根拠について伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 山内君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、木質バイオマス地域熱供給事業についてお答え申し上げます。

はじめに、達美地区での熱供給事業計画の概要と概算事業費および財源の見込みについてですが、施設建設は令和8年度から令和10年度の3カ年を見込んでおり、令和8年度は、実施設計とチップボイラーの調達を含めた機械設備工事を行うこととしています。

令和9年度は、主にエネルギーセンター躯体等の建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事のほか、熱供給先施設の既存施設をバイオマスエネルギーセンターからの熱を利用できるよう改修と設備更新等を行うこととしています。令和10年度は、引き続き熱供給先施設の改修と設備更新、さらに熱供給の総合試験調整を実施することとしています。

これらに係る概算事業費は、3カ年で8億5,300万円を見込み、財源として国庫補助金4億円、道補助金1億4,100万円、合わせて5億4,100万円とし、町の負担額3億1,200万円は過疎債を想定しているところです。

次に、熱供給センターの経営計画と収支計画についてですが、経営については、現在バイオマスセンターで製造している木質チップを熱供給センターに供給し、木質ボイラーで燃焼させた熱を特別養護老人ホームおよび電子サービスセンターと、その周辺福祉施設に対し、暖房と給湯用として販売するものです。この施設は24時間体制で稼働し、現木質バイオマスセンターの指定管理者である津別町ペレット協同組合への指定管理を考えているところです。

収支計画は、3施設への熱量供給は、およそ6,800ギガジュールを必要としますが、この熱量を現在各施設の暖房と給湯にかかっている費用を参考に、一律の販売額を設定することとしています。現段階の積算では、1ギガジュール2,100円台後半から2,300円代前半の価格を想定しており、仮に1ギガジュール2,150円に設定した場合、単年

の収入額は1,462万円となります。これにかかる費用は、チップの製造単価設定が大きく左右しますが、現在、ウッドリームとキノスにトン2万7,000円と設定しており、この単価を使用した場合1,618万円となり、156万円の不足が生じることになります。これに対しては、森林環境譲与税を財源とした支援策を講じたいと考えております。

チップの供給については、ペレット協同組合と協議中ではありますが、本事業は民間福祉施設への熱供給であることから、公共施設へのチップ供給単価より圧縮できるような検討を行っているところです。なお、ただいまお示ししました金額等は、現時点の概数から算出したものであり、販売価格についても各施設との協議経過や、今後の事業精査により変更があることを申し添えます。また、昨今の中東情勢により石油価格に大幅な変動が生じる恐れがあるため、これらの情勢を注視しながら収支計画を作成したいと考えております。

次に、この事業の費用対効果についてですが、これまで述べてきましたように、計画段階であることから、各数値をとりまとめた上での費用対効果を明解にお示しすることはできません。ただ、施設建設には国庫補助金を活用することとしており、申請に必要な実施計画を本年1月に内閣府に提出し、申請にあたっての事業効果については、KPIの設定を行っているところです。

この指標は、特定の課題解決に向けた数値目標を設定し、毎年の達成状況を数字で確認する仕組みとなっております。本事業は、その目標を化石燃料の使用による域外への資金流出削減、域内経済循環による効果、またCO₂削減効果を設定し、特養等と民間福祉施設の化石燃料費年間1,816万2,000円の資金流出を削減し、域内経済循環による年間の効果を2,051万1,000円と見込んでいるところです。

仮に特養等の新築にあたって、暖房と給湯に化石燃料を使用した場合、燃料費は年間1,137万9,000円かかり、これをRC造として耐用年数47年とした場合、5億3,481万3,000円ほどの資金が本町から流出することになり、これを抑制する効果があります。また、年間517トン-CO₂（二酸化炭素トン）の排出削減が見込まれ、脱炭素化に貢献することができます。

地域熱供給のエネルギー源として利用する木質バイオマスは、ご承知のとおり山林に放置される利用価値を見出せない林地残材を主に使用するものであり、森林資源の

有効活用とともに地拵えや下刈り作業の効率化、林地残材に営巣するエゾヤチネズミによる樹木の食害を抑制することにもつながり、森林整備の推進と林業の振興につながるものであります。

こうしたことから、町への恩恵は大変大きなものがあると判断し、この指標により補助申請を行っており、採択の公算が大きいことから、国からもこの取り組みが評価されているものと考えているところです。

次に、事業の進め方として、デザインビルド方式により進める根拠についてですが、デザインビルド方式とは、設計を意味するデザインと施工を意味するビルドを一体として発注するものであり、3カ年による実施計画から本体工事等までを一体的に発注するものです。メリットとしましては、工期の短縮とコストの早期把握と縮小、そして設計・施工の一元化が図られます。

また、この方式を採用しようとするもう一つの大きな理由は、施設に設置する木質チップボイラーの納期を通常6から8カ月と想定していますが、国際情勢の影響を受けた場合、納期が長引くことが想定されます。そのため熱供給先への接続を確実に確保するため、できるだけ速やかに発注し、実施設計とボイラーの調達、そして本工事を円滑に進める必要があると判断したことによるものであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 4番、山内彬君。

○4番（山内 彬君） 〔登壇〕 どうもありがとうございます。

それでは再質問をさせていただきたいと思います。

この最初にお答えいただいた達美地区での熱供給事業計画の概要、これは具体的にお答えしていただけなかったんですけども、これまでの所管の委員会含めて、これまでの経過についてどうなっているのか。やはり、重要な事業でございますので、この結果について、やはり町民に知らせるべきだと思います。

後から実施設計して、それから変更したような内容で以前に説明を受けておりますけれども、この事業は、将来にわたって町が進める事業となりますので、やはり町民の理解を含めて、議会も十分に理解しなければならないことでございます。

それで、この事業費は先ほど答弁いただきました金額になるんですけども、今、

この達美地区3施設を想定したお答えでいただいておりますけれども、過日、2月24日の総務文教委員会、次の25日の所管の委員会に示されていた内容は、ケアハウスを断念するということを町のほうから述べております。ということは、ケアハウスの施設が抜けたとすれば、この事業の組み立てが大きく変わるのではないかとということを懸念しております。それでこの経過、委員会のことは今申し上げましたけれども、令和7年、昨年5月13日開催の総務文教常任委員会で町のほうから令和7年3月に策定された木質バイオマス地域熱供給基本計画の説明があったところです。その30ページの中に、あそこに福祉施設が4施設あるんですけれども、その意見交換、現地調査含めて経過について30ページに書かれております。それを見ますと、令和6年から実は現地調査と意見交換をそれぞれ行っております。見ますと全部で5回実施している内容になっております。それで1施設が困難ということで、3施設で今回の計画が成されたわけですが、先ほど申し上げたとおり2施設になったということになると、この事業計画自体が最初から、後からまた申し上げますけれども、いろんな意味で崩れてくるのではないかとということでございます。

それで、町のほうで報告のあったケアハウス側と昨年、令和7年1月に意見交換をされて、その後、基本計画書と概要版を示されたようです。それで、その次の令和7年、昨年7月31日に町長から「チップボイラーを頼むね」というような口頭で何か話をされたように伺っております。その後、令和7年8月27日に現地調査、その後、提案書をケアハウスが受け取ったようでございますけれども、この後、何も動きがないと。委員会でも報告いただきましたけれども、この新年度予算を編成するギリギリになって相手側に最終返事をもらいに行くという、その手続きが非常に通常考えているこの大きな事業としては非常にまずいというふうに考えられます。町はどういうふうに考えていたのか、事業ありきで考えていたのか、言うことを聞くというもくろみがあって、こういう形にされたのか。通常は、昨年の基本計画を町が3月議会で無理くり議決して進めたというのは、私も大分質問したんですけれども、この3施設間違いなく、この中に事業として取り込むという明確なものがない中で基本計画をスタートさせております。

通常は、もう3施設が間違いなく導入するんだと、そういう前提でこの事業を進め

なければ、基本計画も終わって今年から実施設計、工事を発注すると。そういういきさつを踏まえると、この1月、2月委員会、3月の議会と、ここの時点でこういうことになるということは非常にまずいというふうに思います。そのことについて再度、町民にこの中身がある程度知らせなければ、結果を知らせても我々議会として何を審議してきたのかということになりますので、この点について先にお伺いしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） まず私のほうから協議経過につきましてご説明申し上げます。

基本計画の中にございます5回の打ち合わせというのは、事業の設計等に係る部分でございまして、そういった部分の具体的な設計業者、あるいは有識者等と一緒に行っていただいて協議した内容というふうに捉えております。

具体的な3施設への協議経過についてでございますが、施設ごとに説明させていただきたいと思います。まず特別養護老人ホーム等につきましては、令和5年10月に特養の施設移転が計画されております。そのころから、もう既に熱供給の提案について開始し、以降、計15回の協議を行っているところです。

先ほど説明ありましたとおり特養側の施設設計者と熱供給施設側の設計者の間で、都度情報交換はもっとたくさんやっております、そういった中でデータの収集を行っているところです。

また、特養の施設長と理事様には一緒に先進地視察として山形県最上町、また岩手県紫波町に先進地の事例、その部分で福祉施設に実際にバイオマスから熱の供給を受けているという施設がございますので、そちらのほうと一緒に見ていただいたという経過がございます。

続きまして、夢ふうせんのかさんについてでございます。こちらにつきましては運営者であります株式会社エムリンクさんと協議を行っております。特養等の施設が令和6年2月の全員協議会で了承を得て、そこで達美のほうに移転するということが決定してございます。それ以降、速やかに協議を開始しまして、これまでに計12回の協議を行っているところです。それで先ほど町長のほうからも説明がありましたとお

り、施設としては暖房と給湯のほうに使いたいというご意向はあったんですが、給湯につきましてはエネルギーの量が小さい上、今使っている施設の大幅な改修が必要となるということで、そちらのほうについて協議を進めて、現状としましては代表者の方から暖房のみの参加というような形で、ご理解、賛同をいただいているところです。

続きまして、ケアハウスつべつについてでございます。

津別福祉会とは先ほどのとおり達美地区に決定して以降、計 12 回。こちらにつきましては、第 1 回目の回答がありました令和 7 年 11 月 21 日に文書にて断念すると、そういう申し出があったまでの回数が 12 回となっております。このほかにも、いろいろ細かい、各施設に担当者が行ったりとかそういうものがございしますが、そういった数字は除いておりますので、よろしく願いいたします。それ以降になりますが、断念されるという回答を得てから、私ども担当課、また町長との協議につきましては、これまでに計 12 回行っているというような形になります。

その中で、議員おっしゃいましたとおり、なかなかこの時期がどうしても遅くなったということは、先ほど渡邊議員の一般質問の中でも私回答させていただきましたが、やはりどうしても時間は非常に限られた事業であることはご理解いただきたいと思います。決定して以降、それぞれ 2 施設に対しましてご賛同いただきたいと思いますということで鋭意協議は進めてきております。どうしてもやはり新しい施設ができて、利用者の方々にすぐにその施設を使っていただくためには、先回りしてバイオマスによる熱供給を行わなければなりません。そのために先回りして事業を進めてつくらなきゃいけない施設である一方、まだ特養については設計を今進めている段階ということで、そういった並行しながらやっていかなければいけないということは、どうかご理解いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） 4 番、山内彬君。

○4 番（山内 彬君） 〔登壇〕 先ほど私は、この計画について令和 6 年から 4 施設について町のほうは現地調査、意見交換を進めてきたと。それで最後は 8 月 27 日に現地調査をやっていると。その間、この導入する可否については相手側に何ら言わなかったのかどうかわかりませんが、この 8 月 27 日の段階では町のほうも 3 施設でいけるといふふうに思ったのか、相手側にまた再協議して最終返事をもらうというこ

とで思っていたのか、この新年度予算が10月や11月から始まるのはわかっている中で、なぜそれを早く、速やかに町として対応をしなかったのかということを知っているのであって、この我々に1月24日の委員会に報告があつて、その後25日に所管の委員会に説明されていると。もうこれは予算編成した後の話になっていると。これで苦しい中で町は実施設計をやって変更したいと、そういう説明ですけども、なぜ言うかということ、ケアハウスが抜けるということは、この大きな事業が半分抜けるような形になると思います。一つの小さな小規模施設プラス特養というのは、もう返して言えば、今回新設される、建て替えとなる特養だけのエネルギーセンターになりかねないということで心配して言っているわけで、これであれば早い時期に、こういうことになるということを検討して協議して、一番いい方法はどうかということを進めるのが筋ではないかということをお願いしている、このことについてはギリギリになって町長と施設側とやり取りをやったようでございますけれども、覆ることはなかったようでございますけれども、この進め方含めて町のほうから一切謝罪もなく、こういうことだから国もいいと言っているから、後から変更するんだということによっておりますけれども、そういう問題ではないのではないかということを私は申し上げているのであって、それについて町の進め方についての検証ではないんですけれども、至らなかったのか、指示通りやったのか、故意的にやったのかわかりませんが、そういうことを正しているわけです。

それで8月の末に提案書を渡して、その後担当レベルではおそらく10月の末に持っていった最後の返事をくださいというふうに出したと思うんですけれども、難航しそうですね、町のナンバー2の副町長とか、やっぱりしかるべき人が行って説明して、頭を下げて、きちっと理解を求めて確認を取るとか、そういうことを一切やらなかったのではないかといいように思います。

再度その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） まず、今お話ありました8月までの経過について、もう少し詳細をお伝えしたいんですが、その中で、私ども担当課のほうから、いろんな聞き取りをしておりますが、そのほかにケアハウスの理事会の前後に時間をい

ただきまして、計3回の説明を理事さんにさせていただいているという状況でございます。その中で、8月そういうような状況で説明して、その後、もう一度改めて10月にケアハウスさんの理事会に出席した上でご回答をお願いしてきたところでございます。その中で担当課としては、繰り返しになりますが、この事業の性質であります一番大きな熱供給先の熱量がなかなか決まらないということで、その部分が決まらない限り、やはり2施設にお示しできる数字というのは非常に限られてございました。その不安定といいますか、不確定な数字を使いまして相手方と交渉するということは、今後のそれぞれの施設の熱のかかる費用に対して、非常に大きなものが影響すると、私たちも重々そこは承知しておりますので、その部分で確証のある数字を得ながら事業を進めてきた中で行ってきてございます。

その中で、十分に議論が交わされたのかということにつきましては、なかなか私たちの努力が至らなかった部分はございますが、どうにかその中で各施設からも協力をいただきながら、それぞれの内部等の調査をさせていただいておりますので、そういう意味では、ある程度協力していただけるという期待は私たちはしていたところでございます。

私からは以上です。

○議長（鹿中順一君） 4番、山内彬君。

○4番（山内 彬君） 〔登壇〕 私が重要な点については質問しているんですけども、これ予算の中身については、それぞれ町のほうで基本計画をもとに組み立てをしたと思います。

この大きなケアハウスの施設が抜けるということは、この事業自体を最初から練り直しが必要でないかというふうに申し上げているのであって、それをどういうふうに考えているかわかりませんが、特養と小施設だけだったら、こんな大きい事業費をかけてやらなくてもいいんじゃないかということに、私はちょっと考えているんですけども。それだったら特養に併設したボイラーを設けてやるような形でも、再検討の中で出るかもしれませんし、それを申し上げているのであって、この事業をそのまま通すということを議会側としても今まで町側の説明不足と進め方について、まずい点があったという瑕疵を認めないわけですけども、この事業は、いったん白紙に

戻して再検討すべきではないかなというふうに私は今思っているところです。

次の２番目の熱供給センターの経営をどういうふうに考えているのかということでお答えいただいたところです。これは将来にわたって町が負担をどうしてもせざるを得ない施設になるので、それを心配していると。このお答えの中では、ただチップと化石燃料の比較をしているんですけども、あれだけ大きい施設の運営管理を指定管理に任せるということは、管理経費というものが相対的に変わってきます。電気料であり、ほかのメンテナンスだとかいろいろなものが普通管理経費に含められて相手側に、これでやってくれということが出てくるのではないかと思うんですけども、今お答えいただいたのは、ただその比較だけで幾らこうだと。そういうものではないのではないかと、これまで計画の段階で町のほうが試算で出していないところが非常に疑問なところです。おそらく管理経費全部含めて計算されると、何百万円か１千万円単位になるかわかりませんが、渡邊議員が西町の団地のことについて質問をされた中に、西町は２５０万円ぐらいペレット購入に今お金をかけて、収入は６０万円程度で一応収支になっているような、予算書ですけども。それで西町のペレットを買う購入費プラス電気料だとか、そういうものを含めると、そういう大きな金額になるのではないかと思うんですけど、今回の施設は大きな施設であり、そのあたりをきちんと計算して示してくれと、そういうふうに質問したつもりですけれども、このような程度では判断するのに非常に私としてもできないということでございます。

管理者制度というのは、担当も町側も理解していると思うんですけど、管理者制度というのは、地方自治体が設置する公の施設の管理を民間事業者を含む広い法人、団体等に委託して住民サービスの向上と経費節減を目指す制度なんです。ただ仕事を任せるという代物ではないということを、やはり長期的に考えたときに、これを頭においてやらなければ、町の大きい負担が続くということで、基本的に言えば、町民のための事業であるかどうかというのが疑問になってくるということでございます。

お答えいただいた、この収支計画含めて非常にこれは満足できるものではないし、通常であれば２０年間の損益計算書の算定を、基本的にこうなるんだというものを示して、後年度負担がこういうふうが続くというきちんとしたのを出されるべきだと、そういうことが予算を決議する前提の資料になるのではないかと思いますので、このあ

たりについての考え方について再度お伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（石川勝己君） 私のほうから少しお答えをしたいと思います。

先ほど来からお話をしています事業費、3カ年で約8億5,000万円を見込んでおりますが、この金額につきましては基本計画をもとに概算で試算をしている経費でございます。この間でも経過はいろいろございますが、これが決定の工事費ではなくて、これから行います実施設計の段階において、供給する施設が我々としては3施設で進めたいというふうには考えておりますけれども、2施設になることも想定しています。それも踏まえまして設備の規模、ボイラーの大きさ等も変わってきますので、実施設計においてそれらを精査し、さらにそれを踏まえてランニングコストが出てきますので、収支計画についても、今、現段階でははっきりとした数字にはなりませんけど、想定試算はしております。しておりますが、今お示しする中身ではないというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） 20年の損益計画書等が出せないのは非常に申し訳ないとは思っています。ただ、ちょっと1点ご理解というか確認していただきたいのですが、今回を示しました負担額150万円、こちらにつきましては、このバイオマスの熱供給事業にかかる負担というような形が計画されています。大体年に150万円ぐらいの不足。ただ、この不足額につきましても、今回お示しましたトン当たりチップの製造費2万7,000円、こちらのほう、今、公共事業、キノスとウッドリームに卸している単価でございます。こちらにつきましては、ペレット協同組合のほうで、今回、熱の供給が民間であるということから、その部分につきましては若干の圧縮は考えております。その場合、それがかなえばもう少し負担額が減ります。ペレット協同組合といいますか、バイオマスの供給施設に係る委託指定管理につきましては、これまでも指定管理料特に運営費補助等は行っておりません。全てバイオマスの販売によって行っております。ただその一方で、チップにおきましては森林環境譲与税で既に林地残材の収集に対する補助、またペレットにつきましては、ペレットを民間に納入するにあたりまして、その部分についても若干の補助を行っているという状況

でございまして、その状況を踏まえましてもペレット協同組合につきましては、その補助を使ってではありますが、黒字経営を今経営されているというような形となっておりますので、その点をご承知いただければと思いますので、よろしくお願いします。

もう1点すみません。時間がない中、申し訳ないんですけども、今回、仮にケアハウスに熱を供給しない場合、お示ししました6,800キロジュールのうち、およそ1,920キロジュールがケアハウスの分となりますので、その旨よろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） 4番、山内彬君。

○4番（山内 彬君） 〔登壇〕 数字はわかります。やはり町民が納得する、議会が納得するというのは、先ほど私が申し上げたとおり、果たして年間、町がどれだけ負担するのかと、そういう具体的な短期または長期的に示していただくことが大事ではないかと。年間こういう化石燃料どうのこうのというところは、これはそちらで弾いて、それぞれ出しているんですけども、知りたいところは、果たしてつつうでいけるのか、少しぐらいの赤字でいけるのか、それあたりを求めているのであって、そういうものをきちんと示してほしいと。

この年間の化石燃料1,816万2,000円が資金流出、これをチップにかえると2千何万円というお答えをいただいているんですけども、これは多分、チップの購入費なのか、ランニングコストを全部含めたものなのかわかりませんが、そういうことをきちっと示してほしいということでございます。

バイオマスエネルギーを町が採用するということは、二酸化炭素の削減ということがおそらく国の政策含めて町も乗っかっていったのではないかと思いますので、果たして二酸化炭素の削減の目標、これについてどれぐらい削減になるのかだとか、今回何も示されておられませんけれども、町民が理解するよう、二酸化炭素が年間これぐらい削減になると、そういうものが必要ではないかなと私は思っております。

次に、3番目の費用対効果のことについてお伺いしたいんですけども、お答えいただいているのは、多分、化石燃料とチップの木質バイオマスの比較で、この数字は出されているんですけど、通常であれば費用対効果というのは町が建設費含めて全部ひくくめて投資して、将来的負担を含めて比較した場合に、これだけ効果がありますと。そういうのをきちんと比較して具体的に出していただかなければわからない。先

ほどから言っているとおり、全体の施設の管理費用というのは幾らになるのかと。当然あそこに人件費なり電気料にかける費用に、その施設管理、ボイラーの管理、メンテナンスといろいろ複合的なものが加えられて管理費が出て、相手からこれだけ一応いただくと。そうした場合に収支が出るわけです。そうした場合に、これまで町がこれだけ事業を出して、これだけ効果があるというものを町民にきちんと説明していただきたいというふうに思います。

次、時間ありませんので4番目の、委員会のほうでもデザインビルド方式というのは聞いておりますけれども、あえて町長は町政方針の中でこれをうたっていると。委員会だけなら大体こういうふうにやるんだというのがわかるんですけども、まだ正式に決めていないのに、町長は町政方針で進めるということはいかがなものかと。長期政権ですから、何でも自分ができるという考えで町政方針に書いたのか、その辺りの町長の、おそらくこれについては設計事務所かコンサルから提言があってこういうふうにしたらいいというふうに言われて採用する方向で考えているのかお伺いしたいのと、やるとしたらどのような発注形態になるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩とします。

昼食休憩 午後 0時 5分

再 開 午後 1時00分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

山内君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） すみません、先ほどの4番のデザインビルドのほうに入っているんですが、その前に、ちょっと何点か追加の説明といいますか、ご説明をさせていただきます。

（山内議員より「時間がないので説明大丈夫です」という声あり）

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） それでは、デザインビルドにつきましてだけ答えさせていただきます。

デザインビルドにつきましては、今ほかの自治体でも活用されている事業でござい

ますので、その点だけお願いします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 私のほうからもお話ししたいと思います。

最初に、長期政権になっているので、勝手にいろいろ決めているんじゃないかというようなお話もありましたけれども、これ議員がよく質問等々される時に、冒頭、「町民は」というお話をよくされます。そういうことでいけば、そういう今回あったような発言というのは、私を支持してくれている町民の方への話でもあるというふうに受け止めさせていただきたいなというふうに思います。結構、侮辱的な発言だったのかなというふうに認識しているところです。

そもそも、この事業というのは、渡邊議員さんの時にもお話が出ていましたけれども、地域内循環というのをずっと言っています。これはエネルギーの地域内循環だけではなくて、お金の地域循環というのももう一つはあるわけです。それを何とか津別の中で得たお金を、できるだけこの町の中で滞留させていく、その時間を長くしていくという、あっちにもこっちにもいくということで、それをできる方法の一つとして狙っているわけですし、そういうこともぜひ念頭にに入れていただければなというふうに思います。

ご承知のとおり、今、進めているのは特養、それからケアハウス、エムリンクさんということで、三つの建物に供給を考えているわけですが、ほのぼのさんについては先ほども言いましたとおり、大きな費用がかかるというのは、大掛かりな工事をやるということなんです。大掛かりな工事をやると、今、入所されている方は、その工事の間どこかに出て行かなくちゃいけないという問題が出てきます。それはなかなか難しいという判断もあって断念したということになっていますけど、残り3施設のほとんどの使用量は7割が特養で賄われるようになってきます。ここを出した部分もJ-クレジットで販売する計画も立てておりますので、それによって得る収入というのは当然できれば基金等に設けて、そして一部森林環境譲与税、今、町には4,000万円ちょっとの森林環境譲与税が入ってきていますけれども、そういったものも含めて入ってくるJ-クレジットの部分というのは、できれば基金なども設けておいて、将来のいつか解体が必ず出てきますので、そういったものに準備をしていくというこ

と、それは、ちょうど国営農地再編整備事業の時と同じように、10年後の支払いに充てるために毎年5,000万円ずつ積み立てをして、そして対応してきたというのがありますので、そういう将来の財政運営というのもきっちりした上で進めていきたいというふうに思っているところです。

基本的にこの問題というのは、所管の委員会で報告し、協議し、そして意見交換の中であったものをまた持ち帰って協議して進めてきているところです。ですから、そのところのご理解もぜひお願いを申し上げたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 4番、山内彬君。

○4番（山内 彬君） 〔登壇〕 時間もありませんので、また何か機会があったらお伺いしたいと思います。

次に、二つ目の質問項目でございますけれども、道の駅あいおいについてお伺いしたいと思います。

相生総合交流ターミナル施設（道の駅あいおい）は、株式会社相生振興公社を指定管理者とする期間を令和8年3月31日で終了させ、4月1日から5年間、株式会社フジタコーポレーションを指定管理者として指定することとなっておりますが、次の点についてお伺いしたいと思います。

一つ目、指定管理者と町で交わされる指定管理基本協定書および年度協定書の内容について、どのように進んでいるのかお伺いしたいと思います。

二つ目、相生振興公社は、今後どのようなになるのかお伺いしたいと思います。

三つ目、クマヤキの商標権について、今後どのように扱われるのかお伺いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、道の駅あいおいについてお答え申し上げたいと思います。

はじめに、指定管理者と町で交わす指定管理基本協定書および年度協定書の内容に係る協議の進捗についてですが、現指定管理者である株式会社相生振興公社の協定書

と仕様書を基本としながら、新たな指定管理者となる株式会社フジタコーポレーションと町の担当者間において、これまで内容の確認と調整を行ってきたところです。

こうした協議を行いながら、先日、双方の担当者により協定書と仕様書の条文について一つ一つ確認を行い、協定書案を作成したところです。これをもって、来る3月23日に本町庁舎において協定式を行う予定としております。

次に、相生振興公社の今後についてですが、同公社は、これまで道の駅あいおいの指定管理者として施設の管理運営を担い、地域の観光振興や交流人口の拡大に寄与してまいりました。今後の在り方につきましては、これまで公社取締役会において協議が行われており、解散のうえ精算する方向で整理されているところです。このことにつきましては町も株主として内容を確認しており、議会両常任委員会においても既にご報告しているとおりであります。なお、来る3月19日には公社取締役会が予定されており、ここで解散決定が行われると聞いているところです。

ただ、道の駅あいおいの指定管理期間が本年3月31日までとなっていることから、その後に決算手続きを行い、取締役会と株主総会を経て、正式な解散手続きが進められることになると思います。

次に、相生振興公社が保有しているクマヤキの商標権についてですが、4月1日以降、クマヤキの製造販売事業はフジタコーポレーションへ継承することになりますが、商標権につきましては、町に無償譲渡する方向で協議が進められているところです。

クマヤキは食品として津別町を代表する商品であることから、商標の使用については町が権利を保有し、事業を行う事業者からロイヤリティを受ける形での運用を想定しております。

今後、相生振興公社において正式な手続きを経た上で、町として適正に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 4番、山内彬君。

○4番（山内 彬君） 〔登壇〕 ご回答ありがとうございます。

時間もありませんので、一つ目の協定書の関係については、お答えのとおり進んでいるということで理解しているところです。ただ一つ、この協定書の内容、多分4月1日かその前に取り交わすことになると思いますが、3月23日に締結するということ

になっていますが、その後において公表されるのかどうかお伺いしたいと思います。

それから、道の駅の解散、役員会が19日に行われるということで、正式にある程度目処がつくんじやないかと思いますが、この解散手続きの中身についても、ある程度、いわゆる資本金だとか余剰金、相生振興公社の財産等の処分はどうなるのか説明していただきたいと思います。

クマヤキについては了解しましたので、よろしくお伺いしたいと思います。

最後に、これまで地域の道の駅あいおいに対する貢献度は非常に大きいものがあったのではないかと思います。地域へのお返しではないんですけども、町として何か考えていることがあればお伺いしたいと思います。

よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（石川勝己君） 町長の答弁にもございましたけれども、19日の午前中を予定しておりますが、取締役会の開催が予定されています。その中で詳しく財産の処分方法だとか、それから、その手続きのスケジュール的なものも含めて、そこで決定するというか、お話し合いをしますので、今ちょっと私のほうからこの場で、そういう方向ですというだけのお答えにしかならないかというふうに思います。詳しい決定事項については、町として受けるのも含めて、決定次第、機会をつくってのご報告になるかというふうに思いますが、基本的には財産についても新指定管理者に継承していくという形になっていくと考えております。

それと担当としてになりますが、今後の相生地域に関してというふうになりますが、先ほど町長の答弁にもございましたが、商標権のロイヤリティの部分について町の収入になりますけれども、それを基本的に基金という形になるかどうか、私がちょっと決められるものではございませんが、それを相生地域に還元をしていくという形のお金にしていってはどうかというようなことは、担当としては思っているところです。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 地域の人への還元ということでありますけれども、具体的に何がいいのかというのは、ちょっと検討はしておりませんけれども、町に移ったという後の話になってくるかというふうに思いますけれども、いずれにしても取締役会は

地域の方たちがそれなりに入って、そして決定をしていますので、その中で、例えばですけども「さよならセール」だとか、いろんなことは考えられるのかなというふうにも、相生に住んでおられる方限定で何かするとか、いろんなことが考えられるのかなというふうに思いますけれども、それはこの後、検討できればというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 4番、山内彬君。

○4番（山内 彬君） 〔登壇〕 バイオマスから道の駅あいおいについてお伺いしたんですけども、やはり町の情報をきちっと住民、議会を含めて共有できるように、できれば丁寧な一つ進め方をやっていただきたいと申し上げて終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（鹿中順一君） 次に、5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君） 〔登壇〕 議長から発言のお許しをいただきましたので、先に通告をしております、持続可能な自治会活動への支援について一般質問を行います。

津別町では、人口減少・高齢化が進む中で、住民と行政の間のつなぎ役や、地域の安全・福祉・防災等の基盤として自治会活動の重要度は増していますが、会員数の減少や役員の担い手不足などで地域コミュニティの維持が難しくなる地域も出てくること懸念されます。

第6次津別町総合計画の中では、「行政活動、自治会活動や官民一体の協働事業の在り方も新たな局面を迎えています。時代に即したそれぞれの活動等の在り方を研究・検討していきます」と、行政活動、自治会活動の見直しの必要性について言及をしています。

今後も人口減少が進む中で、地域住民同士の支え合いの意識の醸成や、災害対応、生活環境の維持などの分野における自治会との協働をさらに推し進めていく必要があると考えますが、次の点について伺います。

一つ目、自治会活動の現状把握をどのように捉えているか。（単位自治会の会員数、役員の担い手不足、合併や活動状況など）

二つ目、行政と自治会との協働の必要性をどのように認識をしているか。

三つ目、自治会と行政の橋渡し役を担う地域担当連絡員制度の現状と課題はどのよ

うに考えているか。

四つ目、自治会活動に対する財政支援の現状と拡充の考えは。

以上、答弁についてよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 山田君の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、持続可能となる自治会活動への支援について、お答え申し上げたいと思います。

はじめに、自治会活動の現状把握についてですが、現在 48 自治会 1,876 世帯で構成されており、地域コミュニティの中核として、住民の皆さまの日常生活を支える重要な役割を担っています。しかしながら、人口減少・少子高齢化等により、多くの自治会においてさまざまな課題が生じていると認識しています。

自治会存続のための最大の課題は、何といたっても役員・会員の高齢化と担い手不足にあります。かつては当然のように担われてきた役員業務が、担い手の高齢化により会の維持が困難になっているという声を多く伺っています。

まちづくり懇談会においても「自治会の役員等の担い手不足や葬儀など、高齢化の問題が多く自治会で起きている。班長が高齢のため広報も配れないケースもあり、高齢化は今後も進むため、今後、広報の配付方法について考えていかなければならない。」とのご意見もあり、町民への情報伝達の在り方なども含め検討する時期が来ていると受け止めているところです。

また、外国人の自治会加入という新たな課題も生じています。近年、外国人労働者の転入が増加傾向にあり、ごみの出し方など生活ルールの周知や交流の在り方など、共存していくための対応を考え深めていく必要があると考えます。

さらに、令和 7 年度に実施した住民満足度調査において、「高齢化が進み、若い世代の自治会等の負担が大きくなっている。自治会の在り方を考える時期なのではと感じる。若い世代にとっても住みやすく、魅力のある活気あるまちづくりを期待しています」また「各団体などのコミュニケーションが少し希薄になっているのではないか」といったご意見なども記述されており、地域における世代間のつながりとコミュニケーションの在り方が指摘されているところです。

次に、行政と自治会との協働の必要性についてですが、協働は、まちづくりに欠かせないものであると認識しています。町の進むべき道を示す「第6次津別町総合計画」において、「今後のまちづくりは、町民、地域コミュニティ、議会と町の協働での取り組みが不可欠であり、特に町内における地域コミュニティ機能の維持・育成は、安心安全なまちづくりには欠かせないもの」であると明記しています。

まちづくり懇談会においても、自治会の重要性について「自治会がなくなると、ごみの管理も守られなくなる」とのご意見にもあるとおり、自治会は行政サービスを推進する上で大きな役割を担っており、協働の関係を維持・強化することは、この町で生活する上では、大変重要であると考えております。

一方、住民満足度調査において、「みんなで楽しみながら話し合える環境。世代間交流の機会。チャレンジを応援していける体制づくり。町民、企業、行政のパイプ役になり得る場」という意見もあり、協働の在り方として、世代を超えた対話と交流の場づくりが求められています。特に、福祉・防災・生活環境の分野においては、行政だけの対応では困難であり、自治会との協働が欠かせないことから、引き続き連携を深めてまいりたいと考えております。

次に、地域担当連絡員制度の現状と課題についてですが、地域担当連絡員制度は、平成26年3月に設置要綱を制定し、「各地域におけるコミュニティ活動の支援および住民等との町の協議事項の推進」を目的として運用してきています。

この制度の目的は、管理職職員を各自治会または地域に1名以上配置し、コミュニティ活動の情報収集・提供・支援・助言を行うこと、町政の情報や課題等の伝達と地域における意見の把握・集約を行うこと、地域担当連絡員相互の情報交換による地域間の課題の解消を行うこととしています。

しかし、去年のまちづくり懇談会において、「町の担当者制度の始まりや、目的を承知していない。自治会とどんな関わりがあるのか」というご意見がありました。役場・自治会ともに代替わりが生じる中で、制度の趣旨や連絡員の役割がうまく引き継がれていないケースがあるため、目的の再確認と在り方について点検を行い、自治会との顔の見える関係づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、自治会活動費に対する財政支援の現状と拡充についてですが、自治会運営等

交付要綱に基づき、令和7年度は交付を希望しない2自治会を除き、46自治会に運営交付金397万円を、施設維持交付金は25施設に155万6,384円を交付しています。

「第6次総合計画」において、「行政活動、自治会活動や官民一体の協働事業の在り方も新たな局面を迎えており、時代に即したそれぞれの活動等の在り方を研究・検討して行く」としており、他自治体の状況や事例などの情報収集も行ってきたところです。

総合計画の外部評価においても、「自治会については、その在り方も含め見直す時期にきている。本来、自治会で改善していくものだが、若者世帯への負担や、高齢者とのトラブルも伺ったりすると、その在り方や仕組みを全体で考えていく必要があると感じる」というご意見も伺っているところです。

現在、一部自治会で合併・再編の動きも始まっていますが、本来、自治会活動は、その地域の方々が自主的に改善・発展させていくものではあるものの、財政支援の拡充につきましては、自治会の活動と費用負担を把握し、行政としてできる支援を行い、持続可能な地域コミュニティの維持に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君） 〔登壇〕 答弁いただきましたので、それぞれ項目に沿って再質問をさせていただきます。

はじめの自治会の現状の把握の部分ですけど、役員の担い手が不足しているとか、あるいは外国人の方への対応等、こういう現状の部分については私も同じような認識を持っているところです。

特に、市街地の自治会の部分で、そこに多くの住民の方が集中しておりますけど、48自治会のうち市街地区には20自治会が存在していると思いますけど、この中で、この戸数の減少というのも一つの大きな、今、自治会の活動の大変さにつながっている部分もあると思いますが、会員数が50人以下の自治会が市街地区の中ではどのくらいあるのか。あるいは自治会長さんのお話を聞きますと、75人以下ぐらいになると少しずつ役員のなり手不足も含めて、活動がなかなかうまくいかなくなるのではないかなといった、そんな意見もいただいているんですけど、50人以下の自治会、そして75人

以下ぐらいの自治会、それが市街地区の中でどのぐらいの数になっているのか、その辺を先にお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（迫田 久君） それでは、私のほうからお答えいたしたいと思います。

まず、50戸以下、人ではなくて軒数なものですから50戸以下の自治会につきましては、市街地区エリアでは4自治会になります。70戸以下でいけば市街地エリアは5自治会ということになりますんで、70戸以下でいけば合計9戸というふうになります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君） 〔登壇〕 この50戸以下が4自治会というようなことで、今年の4月から、お話を聞きますと達美町と緑町1が合併の部分で取り組みを進めているというようなお話も聞いておりますけど、やっぱり役員が高齢化になってきて、あるいは戸数の減少等の中で、なかなか思うような自治会活動が難しくなってくるという部分が現状としてあるのかなというふうに思っております。

それで回答の中では、こうした自治会活動の大変さの部分の中を町として把握する場として、まちづくり懇談会だとか、あるいは住民満足度調査の中でこうした意見がありましたというような答弁がありましたけど、例えば、こうした自治会活動の現状の部分について、町が把握をする方法として、例えば自治会連合会の役員たちと協議をしたことがあるかだとか、そうした現状としてのそういう協議の場というのは今まであったのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（迫田 久君） この自治会の会員数の減少に伴ってを議題とした形での協議の場というものにつきましては、自治会連合会等々の自治会関係の組織との協議の場というのは持っておりませんが、自治会活動の中で、連合会の会議等々には町の職員も参加をしながら、そういった会議の場でいろんなご意見というふうのはいただいておりますが、町のほうとして具体的に、これに関しての協議の場というふうなものは設定したことはございません。

○議長（鹿中順一君） 5 番、山田英孝君。

○5 番（山田英孝君） [登壇] それで2 番目の部分とも関わってくるので、2 番目の部分にも入っていききたいと思うんですけど、この行政と自治会との協働の必要性の認識、答弁では、当然この行政サービスを推進していく上で大きな役割を担っているというようなことで、生活をしていく上では大変重要な組織であるといった、そういった答弁をいただきました。まさにこれから津別町の人口も減少していくというようなことでの予想が建てられておりますけど、そういう中で、やっぱり人数が少なくなればなるほど、あるいは高齢化が進めば進むほどそうした地域での支え合いといいますか、お互い地域の中で声を出し合うというか、そういう意味で自治会活動の必要性というのはますます強まってくるのかなというふうにも思っております。

それで、この問題、私が取り上げたのも、そういった現状の中の部分を自治会の方からもちっとお話を聞いたこともあるんですけど、やっぱり一定の何かこの自治会活動を、例えば見守りだとか、あるいはごみの管理だとかも含めて、地域の中でのコミュニティを維持していくには、一定程度のやっぱり戸数が必要かなというふうに思っております。今は、今までの町のほうの答弁の中では、それは自治会のほうで決めてもらう問題だといったようなことが多かったというふうに記憶をしております。ただ、これだけ自治会活動の大変さというか、今後のことを考えていくと、どんなふうに自治会がなっていくのかという、そういう不安を抱えながら自治会活動を担っている会長さんもたくさんいるような形でのお話も聞いておりますので、ここはやっぱり、この協働の必要性を認識しているのであれば、やっぱり町と、その自治会と一緒にやって今後の自治会活動の在り方といった部分を、答弁の中でもそういうようなことが必要だというか、総合計画の外部評価の中でそういった意見も出ているというようなお話でありましたけど、ここはやっぱり、その5 年後、10 年後を見越して、そうした協議の場をやっぱり早急にもっていくことが、今求められているのではないかなというふうに思っております。

近隣では、自治会が解散をしたという、そんな町もあるというふうにも聞いております。このままいつてしまったら、例えば50 人以下になってしまっって、もう役員の担い手がないよと。周りの自治会が、そこを一緒に合併しましょうというふうになれ

ばいいんですけど、仮にそれがなくて、それじゃあ私たち解散しますというような、そんなふうに歯抜けみたいな形で自治会がなくなっていくというようなことがないように、先を見越した、何か自治会の青写真といいますか、こんなふうな再編というのを5年後、10年後、先を見越した、そんな再編の青写真を町と自治会とが一緒になってつくっていくことを考えるというか、必要を思っているんですけど、その辺についての見解があればお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（迫田 久君） まさに先ほど答弁させていただいたとおり、年々年々自治会の構成戸数が減っているわけでございます。町の中では、町長の答弁にもございましたけれども、一部自治会において合併の協議がされているところ、もしくは郡部におきまして、もう既に合併した自治会がございます。そういったところを含めまして、自治会自ら合併の方向で進んでいただいているのかなというふうに思っております。

そういった中で、今現在も実際協議されているその合併の話につきましては、当然町のほうといたしましても、「こういうふうなほうがいいですよ」だったりとかという話は、助言的な話をさせていただきながら、今、合併のところで進んでいるわけですが、今後、先を見越してというふうなお話でございしますが、それらにつきましても、その協議の場をまだ設けておりませんので、まず先に、今、山田議員がご指摘だったとおり、現状を把握するためにも自治会連合会の方と、このテーマに沿って協議の場を先に設けさせていただきまして、その中でご意見をいただきながら町のほうとしてどういうふうに取り組んでいくのかというふうなところ、そしてまた自治会連合会として、どういうふうな形で考えていくかというご意見を先にいただきたいというのが先かなと思っています。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君） 〔登壇〕 一つ答弁書の中で「第6次総合計画」においてということで、この研究、新たな局面を迎えており、時代に即したそれぞれの活動等の在り方を研究・検討していくとして、他自治体の状況や事例などの情報収集も行って

きたところですよというような答弁がここであるんですけど、これは、そしたら町としても、ほかの自治体のこういう状況とか事例やなんかをもう既に捉えているんだというふうに考えていいのでしょうか。この辺ありましたらお願いします。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（迫田 久君） 「第6次総合計画」において考えていきます、もしくは考えておりますというようなところでございますが、これは自治会数とか、合併とかの話のところではなくて、自治会としてどういうふうな取り組みをやっているんだとかというふうなところ、もしくは、ほかの私のほうで頼ませていただきたいのは、支援の在り方とかというふうなのは、事前には調べさせていただいているところでございますが、今、山田議員のご指摘、ご質問のあるような、要は会員数が少なくなつて、今後どうしていきましょうというような合併議論だとかというふうなところにつきましては、誠に申し訳ありませんが、まだ調査に至っておりません。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君） 〔登壇〕 それともう一つ、これから出来上がってくる「まちづくり基本条例」の、この中で、この自治会活動といった部分はどのような位置づけをされているのか。答弁あったようなそういう協働の必要性といったようなことが書かれているのか、この条例の中ではどういった位置づけといいますか役割、その辺がどうなっているのかという部分がわかりましたらお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（迫田 久君） まだ原案の段階でございますが、当然、山田議員がおっしゃるとおり、町の基本であります自治会につきましては町も協働というふうな形で物事を進めていくというふうなところもございますし、なおかつコミュニティというふうな形で押さえさせていただきまして、そのコミュニティとともに情報を共有しながら、まちづくりを進めていくというふうな柱の中で今まちづくり基本条例につきましては作成中でございます。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君） 〔登壇〕 わかりました。

あと、3番目の地域担当連絡員制度の関係についてです。それで、役割等やなんかは答弁書の中にも書いてありましたが、当然この自治会活動がこうした形で、今ちょっとどういうふうな形で進めていくのかといった部分で、そうする中で、この連絡員制度といった部分、ここが機能していけば何かもっともっと先が見えてくるといいですか、そういう部分があるのかなというふうに考えておりました。裏を返せば、少しやっぱり今のこの連絡員制度の形骸化している部分もあるのではないかなんかと思っていところでもあります。それで答弁書の中には設置要綱が平成26年3月に設置をされたということですが、多分この連絡制度の活動が始まったのは、これよりもっと4、5年ぐらい先かというふうに思っております。私ちょうど役場を退職したのが、この平成26年3月の時点だったので、その前4、5年ぐらいは自治会長さんとまちづくり懇談会の日程だとか、総会に出たりだとか、そういったことをした記憶があるので、相当やっぱり歴史がある取り組みかなというふうに思っております。それで、今は間違いなく連絡員の管理職の方が行っているというのは、広報を各自治会に届けるといった部分があるとは思いますが、そのほかに答弁の中でも、この連絡員とは何ぞやといった部分の意見も出ていたというようなことでありますが、例えば自治会の総会だとか、あるいは自治会の行事に、今はどうなんでしょうか、連絡員としてそういう形で出ているという部分はあるのかどうか、その辺をまずお聞きしたいなと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（迫田 久君） 地域連絡員についてであります。今、議員がご指摘のとおり、今は単なる広報の配付というふうなものしか見えていませんというご指摘かなというふうに思っております。これが始まったのは、ちょっと僕のほうでは、先ほど答弁書に書いてあるとおりの要綱設置ぐらいなのかなというふうに思っておりますが、過去には総会に来てくれと言われれば総会に出たりとか、地域の盆踊りだったりとか、地域のいろんなイベントだったりとかというふうにお声をかけていただいて参加していたというふうな地域もあり、また、そういった地域連絡員もいたというふうには聞いておりますが、コロナ禍で、やはりそういったものに集まるのが無理だったりとか、地域連絡員にとっては、そういった集まりに立場として出られないで

すというような形でお断りを申し上げたというふうなところ、もしくは町長の答弁にもあるとおり代替わり、地域の役員の方々が代替わりとなり、そういった形が継承されていないというふうなところで地域連絡員が呼ばれなくなったというふうな事例があるというふうには聞いております。

あと、今後、他の地域連絡員についてはどうなんだというふうなご質問かなというふうに思いますが、やはり地域連絡員というふうなものにつきましては行政の情報を地域に届けるというふうなところが主な連絡員の役割かなと思います。また逆に、地域からのご意見を吸い上げていくというふうなものも地域連絡員の役割だということところで、大げさかもしれませんが連絡インフラというような形を基礎にしながら、制度として再度構築していくというふうなのが必要だと考えておりますし、それにつきましては町長の答弁からも再確認していこうかなと思っていますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） ちょっと補足させていただきたいと思います。

この地域担当連絡員制度というのは、要綱で明文化したのは平成26年ということなんですけれども、これは工藤町長の時から始まってまして、私も地域担当連絡員でしたので覚えています。とにかく自治会のほうに足を運んで、そしていろんな自治会の中で行われているイベント、行事なんかにも積極的に参加してほしいと。そして総会はもちろんのこと、そういう中でいろんな意見が総会の中でも出てくるので、それをまたまちづくり懇談会はまちづくり懇談会として、総会の中で出てきた部分もまた聞いてきて、そして、こういう形で解決していこうかというふうに進めていこうというふうに進めているところです。

ただ、今、議員がおっしゃるとおり、コロナといえそうかもしれないんですけれども、今はそういうのがちょっとなくなっているのかなというふうな気がしています。広報の配付以外は、毎回やっているまちづくり懇談会で、その担当地区の司会はその担当連絡員が進めていくということで進めていますけれども、それ以外は、ちょっと活動が少なくなっているのかなという感じがしますので、ここのところは、もう1回確認をしっかりと、そしてまた新たに進めていきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 5 番、山田英孝君。

○5 番（山田英孝君） 〔登壇〕 ぜひ、こうした自治会活動の現状があるからこそ、余計連絡員制度の方の役割といった部分もあるのかなというふうに思いますし、配置をされているのが管理職員の方なので、余計この町の現状だとか、あるいは各連絡員同士のやり取りをするという上では、管理職の方が一番把握をしている部分があるかなというふうに思っておりますので、ぜひ自治会と連絡を取りながら進めていっていただきたいなというふうに思っております。

市街地の自治会長さんの何人かにお話を聞いたら、その総会にも以前は声をかけたんだけど、声かけても来てくれなかったとか、今は声もかけていないけど、聞きにも来ないといった、そんなようなお話も聞いているので、連絡員の方が動くとなったら全て時間外になってしまって、本当の業務的には大変だとは思いますが、ぜひ、今一度この連絡員というか自治会のほうと会長と連絡を取りながら、今一度その各地域の現状だとか、そういった部分をまずは把握をするところから始めていっていただきたいなというふうに思っておりますので、もう 4 月、今年度の総会の時期が迫っておりますので、ぜひ、もう 3 月にやったという自治会も聞いておりますけど、ぜひ、これから進めていっていただきたいというようなことをお願いしたいと思います。

それと四つ目の財政的支援の関係であります。

総額等の部分については了解をいたしました。施設の維持交付金の部分についても、それぞれ交付をされているということですが、もう一つ、この単位自治会への運営費の交付金の関係でいきましたら、現状 5,000 円プラス 2,000 円の戸数割といえますか、そういうふうな形で計算をされているというふうに聞いております。ある程度規模が大きい自治会については、こういった戸数掛ける 2,000 円でよろしいかなというふうには思っているんですけど、人口減少に伴って個数が減少している自治会にとっては、ますます、この均等割と思われるこの 5,000 円では、なかなか諸物価の高騰の中で運営が大変だといったお話も小さな所は聞いておりますし、かといって会費の値上げといった部分も、なかなかそこは提案もできづらいということで、聞いた自治会の中では、まずはコスト削減をしていくということで、役員の会長の手当から落としていくんだ、減額していくんだというようなことも聞いておりますし、あるいは

今、各総務部だとか青少年体育部だとか、そういう専門部も抱えておりますけど、専門部を合併して、役員数を減らして手当もその分減らしていくんだと、そんなふうに聞きました自治会も複数ありました。それで、この均等割でもあるこの5,000円という金額の根拠といたしますか、これずっと多分、根拠というよりもずっと変わっていない金額だというふうに認識はしておりますけど、こうしたこの5,000円といわれるこの部分を拡充する考えの部分についてはないのか、まずその辺からお聞きをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（迫田 久君） まず、その5,000円の根拠につきましては、ちょっと探したんですけども、なかなか見つからなかったというふうなところが事実です。実は、この金額でございますが、北見の定住自立圏の中でいきますと、北見市は除きまして、例えば美幌町さんでいけば総額ベースですけど美幌町さんの総額でいけば383万円、あとは訓子町さんでいけば総額で183万6,000円、置戸町さんでいけば150万円というふうな形で、この本町でいくところの、その自治体への交付金というふうな形で数字だというふうに調査をさせていただきました。

また、その中で今、議員ご指摘の均等割というふうなものでございますが、美幌町さんにおきましては各自治体の大きさごとにいろいろありますけども、2万8,000円から3万4,000円というふうな形で回答をいただいておりますが、これは逆に世帯割が340円だったりとか、訓子府町さんでいけば均等割がなく、例えば活動費に1,000円だったりとか、広報配付費に320円だったりとか、ということで1軒当たり1,320円だったりとか、置戸町さんでいけば均等割2万800円の戸数割で800円というふうなところでいきますと、今、議員ご指摘のとおり、その均等割のほうでいけば若干低いのかなと思いますが、総額ベースを含めまして戸数でいけば決して他の近隣の町と、そう比較してもそんなに低いものではないのかなと思っておりますが、やはり戸数が減少していく中で、その均等割がないと厳しいですよというふうなのは意見の中としてはあるかなと思いますが、それらにつきましても前段の質疑の中でお答えさせていただいたとおり、今後の小規模自治会の在り方含めまして、連合会等々のご意見をいただきながら、それらも含めての検討材料なのかなというふうに考えておりますの

で、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君） 定住自立圏の町村の中では、報告があったとおり津別は結構高いといひますか、多く交付をされているといひたことではありますが、やっぱり活動といひるか、そういう自治会になった歴史的な背景もあると思ひますし、中でやっている活動、それぞれの比較をしてみないと、ただ金額だけではちょっとなんともならないのかなといふふうに思ひております。

自治会によっては、自分たちの地域内の草刈りも自分でやっているだとか、いろいろな生活環境も含めて取り組みをしている部分もあるので、金額だけでは何ともいひませんが、ただ現状を、この活動の部分を今の活動をさらに縮小せざるを得ないといひるか、それはなんかあまりやりたくないといひるか、そうはさせたくないなといひのを非常に思ひております。

答弁の中でも書いたとおり、この地域の中のそういう環境整備のほかにも、世代間交流だとか、そういった必要性も答弁の中で書いてありました。そこがやっぱり一番自治会の部分で大事なのかなといふふうに思ひておりますので、そういうコミュニティ、それがやっぱり壊れない程度の部分が、先ほど言ひたように、この青写真の中でやっぱりそういう部分も、それはどのぐらいの経費を必要としているのかだとか、そういった部分も課長言われたとおり、今後の協議の中で、それらも含めて検討していただきたいといふふうに思ひております。

その上で、5年後、10年後になってくれば今の市街地区の中での自治会といひるのは、もっと地域は広がるかもしれないんですけど、数はやっぱりもうちょっと合併したりして、そういう青写真になっていくのかなといふふうに思ひんですけど、その際に、例えばこのA自治会とB自治会が合併しますよといひても、なかなか知らない人も中にはいると思ひんですけど、そういう意味では交流を深めたりだとか、合併する前に、やっぱりA自治会、B自治会で交流の場を持ったりだとか、そういったような形で、まずはお互いに顔見知りになっていこうといひうような、そういう形といひるのは必要かなといふふうに思ひますし、当然、自治会長なり役員の人たちとの協議の場といひうの

も必要になってくるというふうに思うのですが、そういうふうな、この再編を視野に入れた形での自治会再編交付金みたいな、そんな部分も考えてみてはどうかというふうにも思っておりますけど、この辺で何か考えがありましたらお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（迫田 久君） まず、現状でいきますと、先ほど山田議員からもあったとおり、一部自治会において合併協議が進んでおります。その中で、やはり地域が広くなるというふうなところでいけば、いろんな問題が生じているというふうなところもお聞きするわけでございますが、そういったものにつきましては行政の中で入りながら、こういった形がいいのではないかというところだったりとか、こういうふうな協議をしてくださいというのを、お願いをしているところでございます。

先ほど言ったように、山田議員のお言葉を借りれば青写真というふうなところでございますが、ある一定程度の自治会の在り方なども、連合会と共有しながら少し考え、検討していかないといけないかなというふうに思っております。

その中で、やはりコミュニティですから、要は対話だったりとか、会話があってはじめてのコミュニティだというふうに私も考えるところでございます。その中で必要があれば、自治会連合会とも協議をしていく必要もあると思いますが、検討もしないといけないかなというふうに思っておりますが、今の段階におきますと、現状進んでいる合併の協議の中でいきますと、そういったものも例えば仲良くといいますか、十分協議をしていただきながら進んでいるのかなというふうな現状もございますので、今の中でいけば、ちょっと、そういった合併交付金というふうなものも、先ほどからありましたとおり、要は全体をどうするのかというふうなところの中で必要性があれば検討させていただくというふうなところなのかなと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君） 〔登壇〕 ぜひ、その部分で検討をお願いしたいと思います。

それともう一つ、この自治会の役員の方の負担軽減といいますか、これからの時代なので、特に若い方にも、この自治会活動に参画をして、役員として入ってもらおうと

いう部分でいけば、自治会のデジタル化といった部分も考えていかなければならない課題かなというふうにも思っております。LINEによる回覧板だとか、津別は高齢化が高いので、それを使えない人たちの手当てもまた一方では必要だというのも十分認識をしながらも、そういった例えば役員会議のオンライン化だとか、自治会会計のデジタル化だとか、ある程度この自治会活動をセットで行えるようなアプリというんでしょうか、そういうのを町でつくって、それを自治会に貸し出しするだとか、そういうのもこれからの時代の中で役員の負担軽減という中では、考えていく課題かなというふうに思っておりますので、これは回答はいらないので、自治会の協議の場があったら、それも含めて話していただければなというふうに思っております。

あと、自治会長さんと話をしている中で、今回の活動支援とはちょっと別な部分になるんですけど、各自治会の中に高齢者の方も利用できる寿の家があると思うんですけど、特に、この寿の家の利活用の部分で、今、物価高騰だとか、なかなか経費がかさむということで、例えば葬儀だとか、あるいは法事だとか、そういった形の中でこの寿の家を使えないだろうかというようなことで、町にも多分相談に行った経緯もあるのかなというふうに思いますけど、今、葬儀も本当に家族葬といいますか、そういった部分が非常に多くなって、美幌だとか北見のそういった葬儀会場を利用されている方も多くなってきておりますけど、なかなか経費的にその部分が大変だといった形の中では、町民会館もあるんですけど、町民会館はちょっと、そこまで広くなくてもいいというようなことで、広さ的には地域の中にある寿の家の広さがちょうどいいんだといったお話も聞いております。質問の内容とは少し離れるんですけど、この辺も使用料だとか、そんなふうな、そこは想定していないので、使うとなれば使用料の条例をつくったりだとか、そういったようなことも必要になってくると思うんですけど、考え方として、これからそういった人数がだんだん少なくなって葬儀自体も小規模に自治体に対応できるように、そうした会館を使うという考えの部分については、もし考えがあればお聞きしたいというふうに思っています。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（迫田 久君） まず、その地域にある寿の家の現状につきましては、議員がお話ししていただいたとおり、今はそういった料金体系のものにはなっており

ませんし、そういった活動に使うことはできないというふうなところでございます。

また、後段のほうにありました町民会館のお話をさせていただきましたが、町民会館は広いのではないかというふうなところでございまして、実は和室だけの料金設定もさせていただいておりますので、今そういったところの活用についてご相談にきている自治会のほうには、ご回答していきたいかなと思っておりますし、特に今後、その会員数が少なくなり、家族葬が頻繁になるというふうな関係でいけば、そもそも寿の家自体の活用の方法についてもどうなのかなというところも考えないといけないところになっております。

現状でいけば、やはりそういったところの葬儀の対応をできるように、町のほうとしては町民会館、大規模なものでいけばホール、小規模なものでいけば和室というような形で料金設定をさせていただいておりますし、仮に、これがその活用範囲を町の施設を広げるというふうになれば、地域のそれら以外の施設、特にお寺さんとかというふうなところへの配慮も必要だというふうに考えざるを得ないというふうなところもございますし、そうすると、やはり現状のものを今は活用していただきたいというところでございます。

これが繰り返しになりますが、先ほど来、地域の再編というふうなところになった時に、テーマとしてみなさんのほうから強く要望があれば検討はせざるを得ないかなと思いますが、現状としては町民会館の和室のほうを活用していただきたいというふうに思っています。

当然のことながら、このものにつきましても、それこそ地域として、ほかの自治会としてどういうふうに取り扱っているかというのを研究してまいります、現状のところでは、そういう考えでございます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君） 〔登壇〕 使用するには、いろんな課題があるというのは認識をいたしました。ただ、全ての寿の家を使うというよりも、例えば無い地区は、それじゃあ使えないのかという話にもなってしまうので、使うとすれば何箇所か町の中で使える寿の家はここですよというふうな、そういう場所を決めながら、決まれば、

ほかの地区の人でも利用できるというような、そのような考えというか、部分がいいのかなというふうに思いますけど、ただ、この人口がどんどん減っていく中で、あるいは高齢になっている住民の人がどんどんどんどん増えていく中で、やはり経費をかけないで葬儀を済ませたいという方も確実にこれから増えてくるというようなことを考えると、ちょうど寿の家は台所というか炊事場もすぐ隣にあるというようなこともあって、使い勝手は良いというのは非常にそうだなというふうに思っておりますので、検討といいますか、そういった各地域の声も聞きながら、検討できる部分は検討を進めていただければなというふうに思っております。

いろいろお話をしてきましたけど、やっぱり自治会活動の必要性というのは、町も同じようにその必要性を感じているという部分は共通認識として持っているかなというふうにも思っております。

それで、ぜひ、この部分について、やっぱり必要なんだけど、そういう課題を抱えているといった部分を、どのように解決をしていくのかという部分は、やっぱりそれぞれの当事者同士がきちんとした場で話し合いを継続していくというようなことが必要だと思いますので、総合計画の外部評価で書いてあったように、これからの自治会活動、これからの行政活動をどのように見直していくのかといった部分での協議の場を持っていただきたいというふうに思っております。

あと今回、町の中の自治会長さんに聞いていくと、本当に住民満足度調査だとか、あるいはまちづくり懇談会でもそうだと思うんですけど、やっぱり個別に聞くと、その自治会長として町民の人から「置き雪をなんとかしてくれ」とか、あるいは「身寄りのない高齢者の人の部分、ちょっと見守りはなんとかならんのか」だとか、いろんな形で会長さんの所に行っているんだなというのもよくわかったというか、あります。それで災害が起きたらどうするんだというようなことで、課題となっている避難行動要支援者の名簿だとか、やっぱり気にしている自治会長さんは自治会がやらなければならない課題だという、そういう認識のもとでそうした課題等について町民の皆さんと向き合っているんだなというのも感じたところでありますので、ぜひ、そうした活動が継続して行えるような体制づくりを町と一緒に自治会活動が継続できるような形での取り組みをお願いいたしまして、私のほうからの質問を終わらせていただ

きます。

町長のほうからコメントありましたら、お願いします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） いろいろご意見いただきまして。大変ありがとうございます。

少子高齢化の中で、いろんな問題が自治会の中でも発生しているということで、例えば1回目の答弁でもお話しさせていただきましたけど、広報の配付もなかなかままならないという状況も幾つかの自治会の中でもあるというふうに聞いています。これはオホーツク管内の中でも、もう幾つかの町村ではそこら辺はすっかり割り切っていると言ったらいいんでしょうか、もう広報は公共施設に置くのみということで、個別の配付はしないという、そういう所も大きな町になってくると、そういうパターンをとっているという所が町村長の意見交換の中でも出てきた。ここでもそうしているんだというものも聞いたりいろいろしているところです。少なくなってくると、自治会の合併、再編というのも出てきて、今回、一つ自治会が合併するような形で進められているところですけども、ちょうど山田議員さんの前の質問にもあった、達美地区の福祉施設のあの周辺の話でちょうど合併が出てくるんですけども、ちょうどケアハウスの理事長の自宅へ行っているいろいろ話したことをお話ししましたが、その中でひょんなことから自治会の話にもなりまして、あそこは年間8,000円の会費だそうですけども、自治会にケアハウスも入っているんですけども、合併にあたって新しい所に入るかどうかという、その条件というんですかね、考慮してもらいたいという中で、実際に8,000円を払っているんですけども、具体的な活動には一切参加していないということなので、ただ、入ることにはしたいと。だけど半分にしてくれと。4,000円にしてくれという話で今やっているんだというような話も伺って、そういう話もしているんだというお話も伺ったところです。

また、例えば上最上とか下最上なんかも、特に上のほうなんかに行くと、もう3戸です。いずれは今の年齢からいくと一番奥の方1人しか若者といえはいませんので、ちょっと困難な状況になってきました。これはもう懇談会でも出ていたんですけども、「1人でもやっぱり町長あれですかね、俺会長やって、会計やらんとならんだろうか」と言うから、「いや、そういうことにはならないですよ」ということで、普通に考

えれば下最上と合併してくると。だけど相当距離が今度出てくるんですよ。そこら辺は、今はまだ若いから対応できるかというふうに思いますけれども、鍵はやっぱり山田議員さんおっしゃっていたとおり、これからD X化、これがやっぱり力になってくるんだろうなというふうに思います。

自治会活動、今までの流れですずっとやって、次やる人がそれを踏襲しなくちゃならないという責任感と、それから会の任務の重さというんですか、それにやっぱり圧倒されて、なかなか「いいよ」という返事をしにくいという、そういうこともあるんだというふうに思います。つながりというのは、住んでいてなければ非常に寂しいものだというふうに思いますけど、また一方で強いつながりというのは、何て言いますか、その人を窮屈にしていってしまう側面もあるというふうに思います。そういうところの頃合いというのも、これからある意味緩やかな組織というか、会というか、そういうものを意識して進めていく必要があるのかな。これはもう前からそうなんだからということで、絶対これはやってもらわなくちゃならないんだということになると、なかなか手がきつくなって、その中間にD Xが入ってくると、その部分の解決の一つの方法になっていくかなというふうに感じているところです。

また、葬儀会場等の話も出たところですけども、これは懇談会にも自治会長さん来ていますので出ていましたけれども、やっぱり費用の面で、できればそういう会館だとか、寿の家だとかを使わせてもらえればということなんですけれども、そもそも例えば相生なんかを見ると、やっぱり葬儀をする担い手がいなくなってきたということで、それは住んでいる方が自覚を持って、みんなにも迷惑をかけられないからということで既製の北見や美幌のそういう葬儀会社と契約をして、いざという時にということで進めてきた結果があるかと思います。それが費用負担がなかなか大変になってきているので、なんとかそういう安上がりでできる場所というふうに出されてきたんだというふうに思いますけれども、それは当然検討もしなくちゃならないと思いますけれども、一方でお寺さんの会場というか、お寺を使うというのは、昔はそれが当たり前の話でしたので、そこは合葬墓をつくった時と同じように、そういう方向で考えているんだけれどもということは町内の住職の方ともお話をする必要があるのかなというふうに思います。それがOKとなった場合でも、やはり人手、お葬式をやってく

れる人たちがなかなか少なくなっているという現状の中で、これは懇談会にも出ていたんですけども、これは、いずれ話をもってくるようになるかもしれないですけども、山田議員さんというよりも社会福祉協議会の会長さんに、この葬儀は社会福祉協議会でできないだろうかという意見も懇談会の中では出ていました。それをやってくれると非常にありがたいというお話も出ていたんですけども、これは現有の職員数の中で可能なかどうかなのかという、ちょっとそういうシビアなお話も今後出てくるのかなというふうに思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午後 2 時 14 分

再開 午後 2 時 25 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

次に、2 番、篠原眞稚子さん。

○2 番（篠原眞稚子さん） [登壇] ただいま、議長のお許しをいただきましたので、先に通告した件につき伺います。

子どもたちが小学校から中学校への進学に際し、新しい環境での学習や生活に不適合を起こす、「中 1 ギャップ」と呼ばれる現象があります。このことは文科省の各種調査などでも明らかになっています。

本町では、この課題についてどのように対処しようと考えているのか、次の 2 点について伺います。

まず、オホーツク管内で広がっている、中学校の教員が小学校に出向いて授業をする「乗り入れ授業」について効果があるようだが、どのように考えているか。

二つ目は、教育行政方針で述べられていた「小中連携推進計画」について、この計画に基づき取り組む具体的な内容と、期待される効果はどのようなものか。

以上、2 点について、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 篠原さんの質問に対して理事者の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（近野幸彦君）　お答えさせていただきます。

小・中学校を通した教育の充実についてということで、はじめに、乗り入れ授業についてですが、中学校の教員が小学校に出向いて授業を行う取り組みを中心に、必要に応じて小・中学校間で授業交流を行うものです。小学校段階から中学校の教員の専門性を生かした授業に触れることで、小・中学校を通じた系統的・継続的な学習指導の充実が期待されます。

また、小学生のうちから中学校の教員と面識を持ち、授業の進め方や雰囲気や事前に経験しておくことは、進学後の環境変化への不安の軽減につながります。さらに、小・中学校の教員が互いの教育実践を把握する機会となり、学校間の連携強化につながる考えられます。

こうした効果を踏まえ、本町では小学6年生を対象に、令和6年度に英語、令和7年度に体育の乗り入れ授業を実施しました。加えて、中学校訪問による体験授業も実施しており、児童が中学校の授業や環境を事前に体験することで、進学に向けた安心感の醸成につなげております。

次に、「小中連携推進計画」についてですが、本計画では、小・中学校が共通して目指す子ども像「自ら取り組む」を各校のグランドデザインに位置づけ、小学校から中学校への円滑な接続と、義務教育9年間の確かな学びの保障を目的とし、両校が一体となって組織的・継続的に取り組み、義務教育の集大成として目指す15歳像の実現に近づけるための指針としております。

具体的には、乗り入れ授業や体験授業を引き続き実施するほか、参観日や研究授業における総合授業参観、学習規律の共有、各種調査結果の共有、家庭学習の状況の共有、ICTの利活用に関する交流など、学習指導全般にわたる連携を進めるとともに、特別支援教育における関係機関との連携など、小・中接続に向けた取り組みを推進しております。これらの取り組みは、津別町学校教育振興協議会の枠組みの中で、年3回の推進会議を開催して進捗や課題を共有・協議するとともに、ICTサークル、協働的な学びサークル、特別支援サークル等の教職員サークルにおいて具体的な方策を検討しながら計画的に推進しており、小・中学校が一体となって子どもたちの豊かな育ちを実現できるよう努めているところです。

○議長（鹿中順一君） 2 番、篠原眞稚子さん。

○2 番（篠原眞稚子さん） 〔登壇〕 そもそも中 1 ギャップということに対して、どのような認識をされているか、お答え願いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 中 1 ギャップ、中 1 ギャップと教育行政方針にも書かせていただいているんですけども、これについては、文科省としても行政的な用語じゃなくて、通称的に使われていて、一番わかりやすい言葉として一般的に使われております。

私、わかりやすいというところで中 1 ギャップという言葉を使わせてもらっているんですけど、ちょっと教育行政方針でも中 1 ギャップの解消という感じで書いているんですけど、ちょっと強すぎるというか、ギャップといいますと、ものすごく隔たりが大きいというか、壁みたいな感じに聞こえますけど、そういう言葉よりは、もう少し緩やかに進んでいるのかなという感じで捉えております。

確かに、そういう小学校から中学校に上がる時に、環境の変化とか、そういう成長過程での思春期でありますとか、勉強が難しくなるとかいろいろなことはあると思いますけれども、中 1 ギャップというほどの強いイメージは、私としては持っていないという感じです。

○議長（鹿中順一君） 2 番、篠原眞稚子さん。

○2 番（篠原眞稚子さん） 〔登壇〕 強いギャップと一般的に言われるようなものではないということなんですが、去年の 12 月に不登校について一般質問をしました。その時に、小学校と中学校で何名というお話を聞いたんですけども、分母が全然違いますよね、小学校だと 150 人弱ですか、中学だと 80 人前後の中で、同じような数になっているような報告でした。というのは、小 6 から中学に行って、今、その予想されるギャップというほどのものではないといいながらも、急激に難しくなるとか、あるいはそういう中で不登校になっているとか、あるいは穏やかな状況で授業を受けられなくて、ちょっと乱暴な子が増えてくるとか、そういうような認識というか、そういう実態といいますか、そういうことが津別町でもあるのかどうかということを前段でお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 不登校については、全国的に小学生に比べて中学生が圧倒的に多いということで、これは、その時点のギャップによるものというよりは、小学生から中学生に向かってのいろいろな積み重ねで、言ってみれば、だんだんだんだんいろいろコップに水が溜まるように溜まってきて、だんだん出てくるということがあって、多分、思春期を迎える時に増えてきているということがあるのかなと思っており、そのギャップが最大の原因とは思っていませんで、その長い間の蓄積の中で、やはり中学に向かう時に一番難しい問題がいろいろ出てくるのかなということで判断しています。

○議長（鹿中順一君） 2番、篠原眞稚子さん。

○2番（篠原眞稚子さん） 〔登壇〕 津別の場合は小学校も中学校も、しかも、子ども園からずっと15歳まで10年間一緒ということで、どこで区切ってどんな症状というか、どんな現象が現れるかというのは非常に難しいと思われるんですけども、一般的に言われて多いというところは、やっぱりどこでも問題になっているところじゃないかというふうに思いますので、今、答弁されたようなことなのかなというふうに思いますけれども、その中で、例えば小学校の時には通級というのがありましたが、中学校では、以前に聞いた範囲では中学校では通級は考えていないと。ただ父母等の要望があれば検討したいというような過去の答弁であったかというふうなこともありました。通級は何ていうんでしょうか、学力を補うためのものでもないということは一面では理解しているので、小学校から中学校に行く段階で、ちょっとスモールステップでなくて、うんと教科も。これは5年生ぐらいから急激に難しくなるということで、中1になったから特にということではないのかもしれないんですけども、やっぱり小学校では、また細かくというか、小さい学校であるかのように結構支援の先生も小学校においては数の上では十分と思われるような配置がされているかと思います。それから比べると、中学生の段階で支援員の先生は、今年のをを見ると3人ということなんですけども、やっぱりちょっと、そういう意味で子どもに関わるという手厚さという面では、ここにもちょっと壁みたいのがあるかなというふうに思っているんですけども、その辺のところはいかがお考えでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 今、たまたま支援員というのが、これが小学校は8人で中学校は3人なんですけど、中学校には、うち独自採用で教員1名を雇っていますので、この方は本当に年間雇用で、普通の一般教員と同じぐらい年収も保証しながら1名を雇っているということで、そう考えれば、中学校はかなり手厚くしているということと、今言われた通級の部分ですけども、その時点では決まっていなかったんですけど、また通級希望者も増えてきていますし、今まで通級を小学校で活用していた小学生も中学校に上がる子もおりますので、ちょっと今、1名小学校に加配だったんですけど、その部分、2名加配にできないかということで、2名加配してくれたときには、1名は小学校で通級をやりながら、中学校にも行くというふうにするので、何とか加配をお願いしたいということで道教委のほうにもお願いしていたんですけど、今回の人事の関係で2名加配ということになりましたので、1人の方は半分ぐらいは中学校に行くということで、そのような取り組みも、その時点のお話からは大分進んできているというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 2番、篠原眞稚子さん。

○2番（篠原眞稚子さん） 〔登壇〕 事前にいただいた答弁と、それから今、この点はどうなのかというようなことで心配される点を今改めて質問しました。加配はされるだろうからって、やっぱり人の関わりというのはすごく大事な事なんじゃないかなと。2人で見るのか、1人で見るのかというようなことの上では、結構充実されてきているのかなと。

この質問をした経過なんですけれども、2月17日の道新にすごく大きく「乗り入れ授業」等のことについて、実施されている学校のメリットというのかな、そういうようなことも書かれていたので、津別町の現状ということでお聞きしたいなというふうに思いました。乗り入れも実際にやっているということですが、それぞれ令和6年、令和7年に実際に行われた授業、英語だったり体育だったりということを実施されているということなんです。随分違うというか、例えば去年の小6の子は英語だったのに、今年の小6は体育ということで、あまりにも何ていうか、これも使いやすい言葉で言うとギャップというのかな。すごく体育は心配していないとか、そういう言い方

ではないんですけども、英語に関しては、何て言うか、そもそも指導要綱が変わった時に大きな問題であったかなというふうに、小学校3年生から英語活動をし、5、6年生は評価もするというようなことで、地域での差がすごくあるというふうに、いろんな教育機関なんかでも心配をされていました。ある学校では、きちっと評価をするからテストをしなきゃいけないということで評価をしているとか、そこまでいかないで、ちょっとわからないですけども、そのままきいているような。その人たちが中学生になって、津別の場合は津別小学校から津別中学校ということだからいいんですけども、ほかは小学校校区から何校か集まって一つの中学ということで、当時いろいろ問題がされるような記事や、それから専門家の人の話も聞いたところで、具体的にもっと津別の子どもたちに英語力をどんどんどんどんつけてほしいとか、そういうことをここでつけてほしいのは山々ですけども、細部にわたって細かなことまで注文するつもりはないんですけども、何て言うか平均的なこと、網走管内でごくごく自然にやっているようなこと等については、津別町でもそういう環境を整えてほしいなというような願いがあって、今回こういう質問をしました。

今の教育長の話ですと、スムーズに移行、小学校から中学校へスムーズに移行するような対策というんですか、そういうふうによりなっているというお話だったんですけども、ここで一つだけ、特効薬みたいなのではないと思いますけれども、これをめがけて大きな義務教育が終わる時のグランドデザインみたいなのをさっきお話ありましたけれども、これだけはつけてというか、スムーズにいくために何か具体的にされていることがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 小学校から中学校に、今話されたように小・中1校ずつしかないんで、言ってみればほぼ顔見知りなのでスムーズにいかないということはほぼないと思っているんです。ただ、そういう勉強とか、いろいろ思春期のいろんな問題とかそういうことがありますので、子どもによっては、いろんなことを抱えたりする子もいますが、通常は、そのまますんなりいくというパターンが多いとは思っています。

ただ、その中で、いろいろ先ほど話した内容もありますので、その中でも体験的に

中学校のほうが上というか、英語とか体育というのは小学校のほうで触れることが少ない内容もありますので、体験的にやっているということで、先ほど話されたように英語、本当に小学校低学年からずっとやるということになると、それこそ英語の加配みたいなこともしていけないと無理な状況でありますので、今うちの学校の状況としては、専科の加配ということで、理科の専科ということで理解を持っている先生はいますけども、それ以上、人数的にはそれ以上の加配ありませんので、やるとなると津別でまた1人雇ってということになってきますので、そう簡単なことではないということでご理解願いたいなと思っています。

○議長（鹿中順一君） 2番、篠原眞稚子さん。

○2番（篠原眞稚子さん） [登壇] 今、理科なんかも、理科系に行く女子が少ないのでというふうなことで、いろんな取り組みをされている学校もあるようにもお聞きしているんですけども、何か特化したほうがいいかなというふうに私は思っているので、今おっしゃられたように、より小学校より専門的になる英語と、それから体育の授業なんかも違うというようなことで実施されているというようなことだったので、全体的なカリキュラムもあって、どんどん乗り入れ授業をやってほしいということではなく、あったほうがいいかもしれないんですけども、小学校は小学校としてのいろんな授業のやり方等もあるので、なかなかこっちの理想と、そっちの理想とが同じにならないという面もあるのかなというふうに思っているんですけども、その辺のところのバランスも考えながら実施をしていっていただきたいと思います。

先ほど、何かいろいろあったんですけども、中学になっていろいろ思春期で問題があるというようなお話もあったかなというふうに思います。そこで相談だとかケアをする体制というんでしょうか、そういうようなことで、特に専門家の人に来てもらっているとか、現在、配置しているとか、そういうことがあったら教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 以前の質問でも答弁させていただいているんですけど、今年度から道教委からスクールカウンセラーというのでお金を出してもらって、来てもらっている人もおりますし、今、小学校にホッとる一むという部屋がありまして、中

学校にはサポートルームという部屋がありますが、そこを今、教育相談員の先生が週半々で行っているところですけど、来年度の予算には小・中1人ずつ予算を上げさせてもらっていて、この先生の確保にちょっと苦勞していたところですけど、まだ詳細はお話できませんが、ちょっと先日、面談をいたしまして、内示を出している人がいまして、このままいきますと、4月からすぐはちょっと難しいんですけど、5月か6月ごろから小学校・中学校のそれぞれのその部屋に常駐しながら、空いている時間は学校内全部のお手伝いをするような形で配置もできるようになりそうですので、また今年度に比べて、来年度は少しプラスになる。先の通級の分も含めて少しプラスになることがあるのかなと思っています。

○議長（鹿中順一君） 2番、篠原眞稚子さん。

○2番（篠原眞稚子さん） 〔登壇〕 もう1点なんですけども、やっぱり中学生ということで、全体的にやっぱり勉強がというか、小学校の5年生ぐらいから難しくなって、5年生で手当てしているところもあるようです。6－3制でなくて、そこをずらしてやっているような小学校4年まで、あと5年、6年、中1と中2、中3というふうにやっているような学校もあって、非常に効果が上がらないといろんなところに宣伝にはならないので、うまくいっている事例なんかも読ませていただいたんですけども。例えば、ちょっと飛躍しますけども、学習支援なんかで、割と津別が高校も含めて学び直しというか、得意ではないというか、そういう子どもに向けて結構時間もかけ、お金もかけてやってきているかなというふうに思っています。今、中学生になるお母さん方が、「津別高校はいいよね、塾があつて」みたいな話があるんですけども、同じにはならないだろうというふうに思いますけども、もう例えば先生方の働き方改革やなんかで、クラブ活動だとかも子どもたちは3時何分に帰したら、あとは違う業務というか公務というんでしょうか、そういうふうにあたるような話が主流になっているみたいなんですけども、ちょっと苦手というか、そういうところで、都会だといろいろ補うような塾等があるんですけども、津別に限っては、なかなか中学生が専門的にというか、それはできる子はより伸ばすというか、ちょっと苦手な子は少し引き上げてやるというか、そういうところがないんですけども、そういうのもいろいろやっていく段階では、高校受験というか、そういうのに向けて高校でなくという声も

ありますので、今回の特にこれも聞くというようなことで出してはいなかったんですけども、最近そんなような小学校から中学校に行く人の声も聞いたので、将来的にどんなふうにお考えであるかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） さっきの6－3制じゃなくて、4－3－2制というのは義務教育学校のことだと思うんですけど、以前の佐藤議員の一般質問の時にも答弁しておりますけど、今はそこまで考えていないということですけど、そういう中で、いろいろ義務教育学校に進む中で、プラス面もいろいろあると思いますけれども、私としては、この小学校6年、中学校3年というものも悪くはないと思っているんです。ただ、そういう、いろいろな世の中の問題も出てきているので義務教育学校という方向を選んで、4－3－2制の中でうまく育てていきたいと思いますという考えは全くもって賛成できる場所なんですけど、津別町の今の段階としては、学校も1校ずつ、それなりにまだ年代的にはもつ状態でありますので、しばらくは6－3制の小・中別々に運営するというか進めまして、将来的に、今、全然決まっていることではないんですけど、今、例えばウトロの義務教育学校とか温根湯の義務教育学校とか、ああいう複式になる感じ、各学年、大体一桁ぐらいになってくるようになれば、もうそれは一つにしていってほしいのかなというふうのもありますので、そこら辺にいくまでに、まだしばらく時間がかかると思いますので、当面は6－3制の中で、先ほど答弁をさせていただきました小・中連携、たまたま小・中1校ずつしかありませんので、小学校・中学校の校長・管理職、それから教員も、それなりに親密な関係でもありますので、その中で進めていきたいということで考えております。

○議長（鹿中順一君） 2番、篠原眞稚子さん。

○2番（篠原眞稚子さん） 〔登壇〕 義務教育を区切るというんですか、学年を変えていくというのは義務教育学校みたいで、美幌が2年か3年か後に義務教育学校になるように今準備をしている最中かなというふうに思います。近くだとか、だんだんそういうところが多くなってくると、ギリギリになってやるというんじゃないくて、さっきも違うところで話があったかと思いますが、やっぱり見据えた中でというか、今のところは特にだめではないので、6－3制という制度で連携をしながらやっ

ていきたいというような話であったかと思います。

もう一つ今答弁していただけなかったんですけども、この大事な中学校3年間の子どもたちに、秋田県で塾も何もない山間の学校で、学校が塾の真似事というのかな、補習をしてあげるというようなところもあったみたいで、そこは本当に小さな所だったので、そこまでは行っていないよという感覚なのか、そういう中学生のより勉強したいというのかな、今でも美幌、北見とかに通っているお子さんもいらっしゃるかと思いますけれども、高校の塾は目的が全然違うんですけども、空いている所というのか、中学生にも呼びかけられるようなそういうものであるのか、全然高校は高校で、中学生に関しては学校の勉強を一生懸命やってもらおうというようなことで、特に町がというか教育委員会が底上げするというか、そういうようなことは、現状は考えていないということなんでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） ちょっと今一つ理解できていないんですけど、もしかすると中学校の中で教員が放課後とかに中学生に教えるということも含まれているのかもしれないんですけど、そういうことはできません。これまでも一般質問の答弁等も含めていろいろ説明してきていますけど、今のところ高校生に対する塾というのは、高校の振興対策を中心にしながら、そのほかにも今、北見に通っている高校生も結構通って来てくれていますけど、その部分で今塾はやっているということで、中学生のところに広げるということは、今のところ考えておりません。

○議長（鹿中順一君） 2番、篠原眞稚子さん。

○2番（篠原眞稚子さん） 〔登壇〕 P l u s という高校生の塾のことは開設当初からいろいろ何度もその目的については聞いています。だんだん学校に全部お任せということにもならないようないろんな状況であって、津別町の子どもたちに、ちょっとこの間、この質問をするためにホームページを見ると、学力テストは1回だけの結果で何ともいい難いんですけども、結構評価というのは点数だけで言いますと、たまたま見たその年だけが悪かったのかもしれないんですけども、そういうところの手当も必要じゃないかなというような中で今お聞きしたので、現状では無理というようなことなので、それはそれで仕方がないかなというふうに思うんですけども、もう一

つ最後に、具体的に２番目で聞いた小中連携推進計画というようなものが、ちゃんと冊子になって出されていたものなのかどうか、ちょっと出ていたんだとしたら不勉強で申し訳ありませんが、いろんな計画ものというのは、どこかで見られるようになっていたかなというふうに思ったので、これらも含めて、何と言うか津別町の６－３制できている子どもたちには、結構手厚くされているかなというふうなことを全体としてはそういう印象を受けたんですけども、この計画書は誰でもが見られるというか、そういうようなものになっているのかだけお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） これは、あくまでも学校の校長含めて小中連携推進計画を立てて、それを教員たちに渡して見せるもので、一般に公開するものではありません。

○議長（鹿中順一君） ２番、篠原眞稚子さん。

○２番（篠原眞稚子さん） 〔登壇〕 私たちも何ていうか、教育行政なら行政についてというふうにならないと、なかなか周りに、現在、小学校に行っているとか、中学校に行っているということがなくて、だんだん当時学校で受けたような、我々の時代だと、もう人数がたくさんいて、そんないろんな何とか教室だとか、サポートしてくれるなんて体制ではなく、その時点だけ見ると、ものすごく恵まれているというか、寄り添っているというか、１８人ぐらいしかいない学年、学年の数が１クラスになっているんだから、こんなにいいところはないなって、別なマンモスみたいな所から見ると、非常にそれはありがたいと言っていいのか、何て言っていいのか言葉が見つからないんですけども、やっぱり小さい学校だからできることで、子どもたちの希望とかいろんなものが満たされるような、そういうような町の学校になってもらいたいなと思って、どうせ小さいから仕方ないよな、こんなのも無いんだ、あんなのも無いんだというようなそんな感じで、小学校だとか中学校を終えるようなことがないように、何かできることがあればなというふうに思います。

今日も今朝ちょっと違いますけど、部活動についてNHKで特集していて、いろんな考え方が述べられているのも朝の番組だったんですけど、ちょっと見てきました。なかなか大変だなと、部活動に移行する時に、ただそこで言っていて、親が送らなきゃいけないと、そしたらもう晩御飯どころではないみたいな、夫婦で、家で留守番す

る人、お母さんは子どもを送迎するとか、そういうのは津別でもあったんだろうけども、解決されて美幌にバスが行くようになってきて、そういうのも当事者の困りごとがわからなければ、そういうふうにならなかったかなというふうに思いますので、少ない人数になってきた子どもたちにやっぱり寄り添って、誰でも平均的なところまで引き上げられるような、そういうような学校の運営の在り方をぜひお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 最終的には、子どもたちのために良い学校にしてくださいというふうに言ったんだと思いますが、重々承知しておりますので、年々いろいろできるところは、いろいろ増やしたり、考えたりしていきながら進めておりますので、教員たちも子どもたちのプラスになるように精一杯頑張っていると思いますので、今後とも一緒になって頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 2番、篠原眞稚子さん。

○2番（篠原眞稚子さん） 〔登壇〕 細かなところまでいろいろお聞きして、安心ということではないんですけども、日々いろんなものが変わってきますので、これからも子どもたちに寄り添うような姿勢で、やっぱり津別で義務教育を終えて良かったと感じられるような、そういう工夫をしていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（鹿中順一君） これで、一般質問を終わります。

◎延会の決議

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（鹿中順一君） 本日は、これで延会します。

再開は、明日 3 月 17 日、午前 10 時です。

ご苦労さまでした。

（午後 2 時 59 分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員

会議録の訂正について

18 ページ下段の産業振興課長補佐の発言について、一部誤りあり、令和8年5月28日開催の第2回臨時会において下記のとおり発言の訂正がありました。

誤った発言により、関係者の皆様にご迷惑をおかけしましたことと、町民の皆様にご迷惑を生じさせてしまいましたことに深くお詫び申し上げます。

社会福祉法人が運営する建物については



誤 町が建設し使用いただいている
正 社会福祉法人が建設し運営している